

# 経済財政諮問会議資料

## (郵政民営化関係抜粋)

- 平成16年第9回諮問会議(4月26日)
  - ・ 郵政民営化に関する論点整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  
- 平成16年第12回諮問会議(5月28日)
  - ・ 郵政民営化への最近の取組み状況  
(内閣官房郵政民営化準備室提出資料)・・・・・・・・・・・・ 5
  
- 平成16年第14回諮問会議(6月21日)
  - ・ 郵政民営化への最近の取組み状況  
(内閣官房郵政民営化準備室提出資料)・・・・・・・・・・・・ 13
  
- 平成16年第15回諮問会議(7月21日)
  - ・ 郵政民営化への最近の取組み状況  
(内閣官房郵政民営化準備室提出資料)・・・・・・・・・・・・ 21
  
- 平成16年第16回諮問会議(7月27日)
  - ・ 郵政民営化の意義について  
(有識者議員提出資料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
  
  - ・ ユニバーサルサービス義務について  
(有識者議員提出資料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
  
  - ・ 郵政事業をめぐる動向  
(内閣官房郵政民営化準備室提出資料)・・・・・・・・・・・・ 36
  
  - ・ 郵政事業のユニバーサルサービス等について  
(麻生総務大臣提出資料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

- 平成 16 年第 18 回諮問会議（8 月 2 日）
  - ・ 生田日本郵政公社総裁提出資料・・・・・・・・・・ 61
  - ・ 民営化の目的に沿った民営化方針の策定  
（田中直毅氏提出資料）・・・・・・・・・・ 65
  - ・ 郵政民営化への最近の取組み状況  
（内閣官房郵政民営化準備室提出資料）・・・・・・・・ 66
  - ・ 諸外国の郵政事業の動向  
（内閣官房郵政民営化準備室提出資料）・・・・・・・・ 73
- 平成 16 年第 19 回諮問会議（8 月 6 日）
  - ・ 民営化基本方針の骨子・・・・・・・・・・ 84

## 郵政民営化に関する論点整理

平成16年4月26日  
経済財政諮問会議

### はじめに

郵政民営化は、明治以来の大改革であり、改革の本丸である。その効果は、財政、行政のみならず、金融、物流等の関連産業にまで及ぶ壮大・深遠な改革である。大きな困難を伴うが、郵政に手をつけずして官業の改革はない。「民間にできることは民間に」との方針の下、「官から民へ」の転換を図り、日本経済を活性化するためには、郵政民営化は避けて通れない改革である。諸外国の経験等に学びつつ、改革を成し遂げなければならない。

郵政民営化については、昨年10月以来、経済財政諮問会議において、特に郵政公社の機能の面に焦点を当てて検討を加えてきた。これまでの検討内容は概要以下のように整理される。

今後は、本論点整理を受け、国民との対話等を通じて幅広い意見を集約しつつ、五原則に則って民営化後の具体的なビジネスモデルや組織のあり方等について検討を加え、本年秋頃を目途に最終報告をまとめる。

### 民営化の意義

- ・ 郵政公社は、窓口ネットワーク、郵便事業、郵便貯金、簡易保険という4つの重要な機能を担う存在であり、民営化を通じてそれぞれが市場で自立できるようにすることを通じて、
  - 事業間の適切なリスク遮断を行いつつ、それぞれの機能が十分に発揮されることによって、良質で多様なサービスが安い料金で提供できるようになり、国民の利便性を最大限に向上させる
  - 郵政公社に対する「見えない国民負担」を最小化する。現在免除されている預金保険料等を支払い民間同様の事業を行うことによって、効率化が促進され、税金を払える存在になる
  - 特殊法人等の公的部門に使っていた資金を縮小させ、国民の貯蓄を経済活性化につなげるとともに、財政の健全化を促すといったメリットを実現するべきではないか
  
- ・ 民営化によって、民間企業とのイコールフットイングを確保するとともに、並行して経営の自由度を高め、既存の事業や組織の効率化と成長事業への進出の双方を積極的に進めることにより、収益力を高めていくべきではないか

## 4つの機能の目指すべき方向

### 〔窓口ネットワーク〕

- ・ 幅広いサービスの提供の拠点としてすべての国民が利用可能な状態を維持しつつ、窓口ネットワークの効率化を進めるべきではないか
- ・ 民営化後も引き続き、郵便・郵貯・簡保のそれぞれのサービス提供の窓口としての役目を果たすべきではないか
- ・ 国民の利便性のためにも、事業展開の自由度を最大限に高めて、多様な事業形態の導入や、窓口で提供するサービスの多様化を進めるべきではないか
- ・ 多様なサービスを扱えるようにするためにも、窓口ネットワークのガバナンスを強化し、情報やリスクの管理を強化すべきではないか

### 〔郵便事業〕

- ・ 既存の郵便事業には効率化の余地が存在することから、最大限の効率化が必要ではないか
- ・ 郵便のみならず物流にも進出して、郵便・物流事業を総合的に手がけるようになるべきではないか
- ・ 世界に通用する総合的な郵便・物流事業への成長を目指し、アジアの物流市場等の国内外の成長市場に戦略的に進出するべきではないか

### 〔郵便貯金・簡易保険〕

- ・ 民営化を通じて、郵政公社の金融分野における経験・能力を踏まえつつ、利用者のニーズに十分応えることのできるビジネスモデルの確立を目指すべきではないか
- ・ 民営化後の郵便貯金・簡易保険のビジネスモデルの検討に際しては、事業展開の自由度とイコールフットィングの度合いは表裏一体であることを踏まえつつ、以下の点に十分に配慮し、郵政公社の有する膨大な資金が民間金融システムに円滑に統合されるようにすべきではないか
  - 規制改革等の金融改革の進展との整合性の確保
  - 地域・社会への貢献と金融機関との競争・共存のバランス

- ・ 郵便貯金・簡易保険の民営化が財政構造改革を妨げることはないよう、以下の点に十分に配慮すべきではないか
  - 財投改革、政府系金融機関や特殊法人等の改革との整合性
  - 国債の安定消化への貢献
- ・ 民営化前の預金・保険については、民営化前と同等の水準の保証を継続するとともに、適切に運営すべきではないか。一方、民営化後の新規の預金・保険に対する保証については、民間と同等の扱いとし、適切に運営すべきではないか

### 民営化のあり方

- ・ 2007年に民営化を実施する。ただし、民営化に伴う資金量の大幅な変動の可能性や、今後10年で相当数の職員が定年退職すると見込まれるとともに、マクロ経済や財政の状況の改善が見込まれること等を踏まえると、最終的な民営化の姿を実現するまでには移行期間（5－10年程度か）を設けるべきではないか。また、移行期間においては、最終的な民営化の姿の実現に向けて出来ることは一挙に実施するとともに、定期的に民営化の進捗状況をレビューすべきではないか
- ・ 2007年の民営化までの期間を準備期間と位置づけ、この期間の重要性に鑑み、郵政公社と政府の双方が、この期間から民営化を視野に入れた戦略的な取り組みを始めるべきではないか
- ・ 準備期間、移行期間、最終的な民営化の姿を実現する時といった段階に応じ、経営の自由度やイコールフットィングの度合い、国の関与のあり方等を考えていくべきではないか。また、そうした段階を通じて、民営化の進捗や関連する制度の改正等を全体として適切に管理することにより、現在郵政公社が抱える困難な課題に適切に対処するとともに、金融市場等の関連する民間市場や財政制度等に混乱を生じさせないようにするべきではないか
- ・ 提携、買収等も含め民間企業の経営資源やノウハウを積極的に取り込むこと等を通じ、収益力のあるビジネスモデルを構築すべきではないか
- ・ 郵政公社の職員の雇用に支障を来たさないようにするためにも、安定した経営を可能にすることが必要ではないか。また、民営化に際しては、職員のモラルと労使関係の安定に配慮すべきではないか
- ・ ユニバーサルサービスについては、定義やイコールフットィングとの関係を含め引き続き検討し、必要とされるサービスについては、その提供が可能となる枠組みを確立すべきではないか

## 郵政民営化の検討に当たってのポイント

平成15年10月3日  
経済財政政策担当大臣 竹中平蔵

官業の民間開放の頂点である郵政民営化が日本経済に与える影響が極めて大きい点を踏まえ、「郵政三事業の在り方について考える懇談会」報告書の内容を尊重しつつ、以下の原則に則って、あらゆる論点に配慮しながら、予見なく検討を行っていく。

## I. 基本原則

1. 「官から民へ」の実践による経済活性化を実現する（活性化原則）  
（経済の活性化に資する形で、郵政三事業を実物経済及び資金循環の両面における民間市場システムに吸収統合する）
2. 構造改革全体との整合性のとれた改革を行う（整合性原則）  
（金融システム改革、規制改革、財政改革等との整合性をとる）
3. 国民にとっての利便性に配慮した形で改革を行う（利便性原則）  
（郵政が国民や地域経済のために果たしてきた役割、今後果たすべき役割、利便性に十分配慮する）
4. 郵政公社が有するネットワーク等のリソースを活用する形で改革を行う（資源活用原則）  
（郵便局ネットワーク等が活用されるよう十分配慮する）
5. 郵政公社の雇用には、十分配慮する（配慮原則）

## II 検討スケジュール

16年春頃 中間報告（主要論点の整理・集約）  
秋頃 最終報告

# 郵政民営化への最近の取組み状況

平成16年5月28日（金）

内閣官房郵政民営化準備室

# 1 郵政民営化に関する有識者会議の概要

## 趣 旨

郵政民営化の具体案及び必要な法案の作成作業等を行うに当たり、助言及び指導を行う

## 開催状況

第1回を5月13日、第2回を5月25日に開催。

次回は、6月中旬の開催で調整中。

当面、月2、3回程度の開催を予定。



## メンバー

- |      |                         |
|------|-------------------------|
| 伊藤元重 | 東京大学教授                  |
| 宇田左近 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・プリンシパル |
| 翁 百合 | 日本総合研究所調査部主席研究員         |
| 奥山章雄 | 日本公認会計士協会会長             |
| 宮脇 淳 | 北海道大学教授                 |
| 吉野直行 | 慶應義塾大学教授                |

## 第1回会議（5月13日）の様様

- 有識者会議の趣旨及び経済財政諮問会議における「郵政民営化に関する論点整理」説明
- メンバーによる意見交換
  - ・ 新郵政会社と民間とが、ともに強くなるように
  - ・ 見えざる国民負担はどの程度なのか。データの裏付けも必要
  - ・ ユニバーサルサービスについて、さらに議論を詰める必要
  - ・ （準備室に対する希望として）縦割りではなく横の連携をとった議論をしてほしい
  - ・ 公的債務管理のあり方も幅広く議論すべき

## 第2回会議（5月25日）の様

- 加藤寛氏（千葉商科大学学長）からのヒアリング  
—国鉄の経験に基づき、郵政民営化の進め方について説明—
  - ・ 改革は、100点は必要なく、60点でよい
  - ・ （公と私の）神学論争を棚上げする
  - ・ 民営化のメリットを強調する
  - ・ 地方の参加意識を高める必要
  - ・ 国鉄の場合は、現場の助役の説得が重要
  - ・ 移行期間のイメージについては、10年位で方向は出る

## 2 郵政民営化地方懇談会の概要

### 趣 旨

経済財政諮問会議がとりまとめた論点整理を紹介するとともに、地域の実情、地域の意見等を聴取するために開催。

### 開催状況

5月23日に北海道旭川市にて第1回目を開催。

今後、名古屋市、さいたま市にて開催予定。

## 旭川懇談会出席者

### [閣僚等]

麻生太郎 総務大臣  
竹中平蔵 内閣府特命大臣(経済財政政策)  
本間正明 経済財政諮問会議議員  
宮脇 淳 郵政民営化に関する有識者会議メンバー  
渡辺好明 内閣官房郵政民営化準備室長

### [地元経済界代表者等]

菅原功一 旭川市長  
高丸 修 旭川商工会議所会頭  
上田誠也 日本郵政公社北海道支社長  
その他、労働界、金融、物流、流通等関係者計 11 名

### [一般の方]

約 60 名参加

## 旭川懇談会における主な意見

- 過疎地域における切り捨てが進むことを懸念
- 公社化されてまだ1年、なぜ今民営化が必要なのか
- 経営の自由度を高めるというが、イコール・フットィングを十分検討すべき
- 現在の店舗網を維持するコストを考慮すべき
- 簡保の民間生保の補完という役割は終えている
- 物流産業が過当競争化することを懸念
- 郵便ポストの配置など、さらに効率化の余地がある

# 郵政民営化への最近の取組み状況

平成16年6月21日（月）

内閣官房郵政民営化準備室

# 1 郵政民営化に関する有識者会議の概要

## ○開催状況

第3回を6月16日、第4回を6月18日に開催。

特殊法人民営化の先行事例に関するヒアリングを実施。

## ○今後の予定

第5回は、6月下旬の開催で調整中。

当面、月2、3回程度の開催を予定。



## 第3回会議（6月16日）の様様

- 井出正敬氏（西日本旅客鉄道株式会社取締役相談役）から国鉄改革についてヒアリング
  - ・ 改革の理由は、①財政的事情、②労働問題の悪化
  - ・ 改革の意義は、①規制緩和、②自己責任、③地方主権、④市場原理の4点が実現できること。現在の構造改革と同じ
  - ・ 改革の成果として生産性が大幅に向上
  - ・ 改革の原動力は、①世論、②政治的リーダーシップ、③部内の改革者の存在

○ 高部豊彦氏（日本電信電話株式会社代表取締役副社長）  
からNTTの民営化と再編成についてヒアリング

- ・ 公社制度における以下のような制約の改革が必要
  - ①予算統制、②投資の制限、③資金運用の制限、④料金法定制、⑤国庫納付金制度の存在
- ・ 民営化・再編成により持株会社を設立し、
  - ①国際ビジネスチャンスに対応、②研究開発に集中、③赤字・黒字が明確になり経営が効率化、④資本関係を維持しつつ社員の流動化が可能となるとともに、地域毎の賃金水準を活用、⑤株主を意識し、グループ全体を最適化する経営が実現

## 第4回会議（6月18日）の様相

- 本田勝彦氏（日本たばこ産業株式会社代表取締役社長）から日本専売公社の民営化についてヒアリング
  - ・ 民営化の背景は、
    - ①行政改革の流れ、②欧米各国からの市場開放要請、③経営責任が不明確、予算統制、給与統制、労働基本権の制約
  - ・ 民営化は、主体的に選択したもの
  - ・ 改革は、自らやろうという内発的なものでなければならない

ちくだて

○ 築館勝利氏（東京電力株式会社取締役副社長）から  
日本の電気事業制度についてヒアリング

- ・ 電力自由化は、効率化と公益的課題（ユニバーサルサービス達成、供給信頼度、エネルギー・セキュリティ等）の両立が前提
- ・ ユニバーサルサービスについては、経営努力によって提供していく
- ・ 効率化の成果は、顧客、株主、新事業投資などトータルの利益を最大化するよう配分

## 2 郵政民営化地方懇談会の概要

### ○開催状況

5月23日旭川市、6月5日名古屋市、6月6日さいたま市

### ○主な御意見

- ・ 郵便局と行政とのパートナーシップを維持、活用すべきとの要望など（市長）。
- ・ 産業界の声を聞いた上での円滑な民営化にすべきとの要望など（経済団体）。
- ・ 郵貯・簡保、行政サービス提供を維持すべきとの要望、民営化によってより利用しやすく、より安価になるようにとの要望など（消費者代表）。

- ・ 現状以上に新会社との競争・協調が生ずることに対する不安と期待、競争を通じたサービス向上への決意など（コンビニ）。
- ・ 国際的なインテグレーター（航空機を保有して全世界的な配送を行う物流事業者）に対して、新会社と連携して対抗することへの期待など（物流事業者）。
- ・ 新会社の参入による過当競争化への懸念（信用金庫、物流事業者）、簡保の縮小・廃止の要望（生保会社）、競争・協調による生き残りへの決意（農協）など。
- ・ ネットワークの最大限の活用、郵貯・簡保を含めたユニバーサルサービスの維持と十分な経営自由度の確保の要望など（郵政公社）。
- ・ 民営化ありきの検討に対する反対表明、公社化後の経営改革や職員の努力を十分踏まえるべきとの要望など（労働組合）。
- ・ 各地で「なぜ郵政民営化が必要なのか」との質問。

# 郵政民営化への最近の取組み状況

平成16年7月21日（水）

内閣官房郵政民営化準備室

# 1 郵政民営化に関する有識者会議の開催状況

## 第5回会議（6月29日）の様相

- 浦元康彦氏（(株)ファミリーマート常務取締役・総合企画部長）、鈴木清晃氏（(株)ローソン執行役員）からヒアリング
  - ・コンビニエンスストアの現状としては、
    - ①業界としての売上は漸増、都市部・地方部とも出店の余地はまだある
    - ②多様なサービス提供（公共料金収納代行、ATM・決済取次ぎ等金融サービス、チケット販売、宅配便取次ぎ等）は、それのみでの採算性は低いですが、顧客の滞在時間の伸長、他商品の購入につながるメリットがある
  - ・郵政民営化に対しては、
    - ①地域に根ざした郵便局ネットワークは強力であり、ワンストップのコンビニエンス性を発揮すれば更に強化されよう
    - ②郵便局と提携する場合は、収益性等の立地条件を考慮する必要



## 第6回会議（7月5日）の様様

### ○日本郵政公社平成16年3月期決算についてヒアリング

・今回の公社決算については、

①企業会計原則に基づく初めての決算であり、透明性の向上、説明責任の確保、迅速な公表には特に配意

②当期利益約2兆3千億円達成には、アクションプランと組織改革が大きく貢献しているが、株価上昇などマーケット環境に助けられた面もある

③民間企業との単純な比較はできないが、一段の効率性向上は必要

・郵便については、

①将来見通しは、ITの普及や宅配便との競争により厳しい状況。当期の郵便業務は減収増益であり、グローバルな展開を果たし収益力を強化することが課題

②現在の郵便業務の債務超過（約55百億円）については、収益体質を強化しても、2007年までに自力解消することは困難

・ 郵貯・簡保については、

①残高の減少傾向を踏まえれば、顧客のコンサルニーズへの対応、貯蓄性保険から保障性保険へのシフトなど、新しいビジネスへの進出、従来のビジネスモデルの転換が課題

②特に、簡保の新規契約については、少子高齢化などにより構造的に市場規模が縮小していることや、外資進出などにより、傾向的に減少していくものと予想

③指定単の運用益は今回非常に大きかったが、中期経営計画で定められた枠もあり、更に指定単での運用を増やすことは難しい

・ その他

・ 地域別のコスト比較の必要性は認識しているが、民間金融機関のように支店別に資金管理していないなど制約が多く、地域別の損益把握は容易でない

○種橋潤治氏（(株)三井住友FG常務執行役員）からヒアリング

・今後の郵貯事業のあり方としては、

①定額貯金等の貯蓄性商品の新規受入を停止。定額貯金等の既存契約分は、それに見合う資産とともに整理勘定へ分離

②改革後の郵貯は、

・政府出資が残る間は貸出業務を行わず、通常貯金を受入れ決済機能を提供、預入金は国債等安全資産を中心に運用

・郵便局ネットワークを通じ、国債・民間金融商品販売のサービスを提供

・「官業ゆえの特典」の廃止（政府保証の解除と預金保険制度への加入、納税義務）、民間金融機関と同一の規制・監督の実施、三事業の分離、地域分割による規模の適正化

・なお、雇用や郵便局ネットワークの効率化に対する激変緩和措置として、最長10年にわたり、整理勘定の運用益の一定額を民営化後郵貯に補助金として交付

## 第7回会議（7月12日）の様

### ○瀧島義光氏（(社)生命保険協会副会長）からヒアリング

・簡保事業の問題点としては、

- ①民間生保が普及した後も存続し、事業特典を背景に民間生保と競合、肥大化
- ②一組織に巨額の資金が集中し、資金フローを歪曲、③潜在的な国民負担を発生

・今後の簡保事業のあり方としては、

- ①既に役割を終えており、本来的には「縮小・廃止」すべき（新契約引受の停止、既契約を維持管理会社に分離）
- ②仮に事業を継続する場合には、競争条件の整備が必要（既存のブランドイメージを含めた事業特典を撤廃し、販売力・保有資産・財務面での優位性を排除）

・優位性を排除する具体的な方法としては、

- ①三事業・新旧契約の分離・別法人化、②租税負担の公平化、③保険業法の適用

○児玉駿氏（日本通運（株）取締役常務執行役員）、若佐照夫氏（佐川急便（株）取締役経営企画本部長）からヒアリング

・物流産業の現状としては、

①総貨物量は漸減しており市場は過当競争化。大手は物流からロジスティックスへ高度化、中小はニッチで生き残り。現時点で信書便事業参入は考えていない

②国際物流市場への参入メリットは大きい競争激化。国際インテグレーター（航空機を保有して全世界的な配送を行う物流事業者）は、アジア市場のみならず、日本でもシェアを向上

・郵政民営化に対しては、

①国内物流市場は既に過当競争であり、参入は歓迎できない。仮に参入する場合は、租税負担の公平化、優先積載の見直し等のイコールフットィングを要望

②中国市場をはじめとする国際物流市場での業務提携については期待大

## 2 今後の予定

### ○ビジネスモデルの検討

- ・ 7月16日に基本コンセプトについて議論
- ・ 7月末までに議論を深めた上で、諮問会議に御報告予定

### ○海外調査

- ・ 7月18日～25日 イギリス・オランダ・スウェーデン
- ・ 7月21日～28日 フランス・イタリア・ドイツ
- ・ 調査結果とりまとめ後、諮問会議に御報告予定

### ○地方での意見聴取

- ・ 8月下旬に郵政民営化タウンミーティングを開催予定

## (参考) 第1回～第4回会議の概要

### ○第1回会議（5月13日）

- ・メンバーによる意見交換

### ○第2回会議（5月25日）

- ・国鉄改革の経験に照らした郵政民営化の進め方について－加藤寛氏（千葉商科大学学長）

### ○第3回会議（6月16日）

- ・国鉄改革について－井出正敬氏（西日本旅客鉄道株式会社取締役相談役）
- ・NTTの民営化と再編成について－高部豊彦氏（日本電信電話株式会社代表取締役副社長）

### ○第4回会議（6月18日）

- ・日本専売公社の民営化について－本田勝彦氏（日本たばこ産業株式会社代表取締役社長）
- ・日本の電気事業制度について－築館勝利氏（東京電力株式会社取締役副社長）

郵政民営化の意義について  
—今、なぜ郵政民営化か—

平成16年7月27日

牛尾 治 朗  
奥 田 碩  
本 間 正 明  
吉 川 洋

郵政民営化は、財政、行政のみならず、金融、物流等の関連産業にまで及ぶ  
壮大・深遠な改革であり、国民生活にも大きなメリットをもたらすものである。  
したがって、国民生活の立場からみた郵政民営化の意義について十分に説明し、  
国民の理解を得ながら改革を進めることが重要である。

1. 郵政事業を取り巻く環境の変化

- ・ 我が国の郵政事業は、明治以来の長い歴史を有し、世界に誇れるサービスを提供してきた。郵政事業が日本の経済・社会の発展を支える制度的なインフラとして、重要な役割を果たしてきたことは否定できない。
- ・ しかし、どのような制度も、それを取り巻く環境の変化に合わせて、それが果たす役割が変質することは免れず、新しい環境に合わせて制度を見直すことが必要となってくる。
- ・ 郵政事業も例外ではない。近代以降の、特に戦後における民間の企業・金融機関の目覚ましい発展は、日本の経済成長の原動力となってきた。その結果、民間が提供する金融サービスが広範に普及するようになり、郵貯や簡保を全国的に提供する必要性が失われてきている。また、IT革命に代表されるように、通信・輸送手段も急速な発達を遂げてきた。その結果、郵便事業に代替するサービスが存在するようになり、郵政事業を国営企業として、特典を与えながら運営をする必要性が薄れてきている。
- ・ さらに、資金の流れという観点からも、公的部門に資金を集中し政策的にそれを投下するのではなく、民間部門での自由な利用に委ねることが、日本経済の一層の発展にとっては重要になっている。我が国の郵政事業は、国営事業としてのあり方を見直し、民営化する



なかで、新しい役割を見出すべきときに来ている。

- ・ すでに郵政民営化の大きな流れは、ドイツを始めヨーロッパ諸国を中心に急速に進展しており、民営化された事業者は、国際的な進出を含め、ダイナミックな展開を見せ始めている。我が国は、こうした国際的な動きから、大きく取り残されようとしている。また、国内でも、財政投融资改革や政策金融改革の取組が進んでおり、この時期にあわせた民営化が求められている。
- ・ こうした環境の変化を受けて、我が国においても速やかに郵政民営化を実現する必要がある。準備期間が必要であることを考慮すると、民営化の基本方針については直ちに決定することが必要である。

## 2. 郵政民営化がもたらす利益

郵政事業を民営化することによって、国民は様々な面で利益を享受することになる。

### (1) もっともっと便利な郵政事業の実現

- ・ 郵政事業として提供されている4機能（窓口サービス、郵便事業、郵便貯金、簡易保険）に対しては、国営の公社であるためにさまざまな制約が課されている。また、効率化のインセンティブが不十分なため、経営内容を見ても、効率性の面で民間に比べ劣っている。郵政民営化が実現すれば、経営の自由度が拡大し、郵便局がこれまで行っていたサービスに加えて、地域ニーズに対応したより幅広いサービスの提供が可能となる。民営化されたドイツでは、郵便局で20余のサービスを楽しむことができる。加えて、民営化によって、効率化のインセンティブが大幅に高まることになる。郵政民営化が実現することによって、良質で多様なサービスが安い料金で国民に提供されるようになる。

### (2) 「見えない国民負担」が最小化される

- ・ 郵政事業は、国営事業として、税負担が免除されているほか、預金保険制度等への加入義務もなく、郵貯や簡保には政府保証が与えられている。また、財政投融资への預託には優遇金利を適用された。こうしたことは、国民が「見えない国民負担」を負っていることを意味している。このような特典は、もちろん民間企業・金融機関に

は与えられておらず、郵政事業の競争条件を民間に比して著しく有利なものとしている。

- ・ 郵政民営化を機に、「見えない国民負担」が最小化され、民間との競争条件が公平なものになることによって、健全な競争が促進され、民間にも新たなビジネスチャンスが拓かれることになる。また、「見えない国民負担」を通じて郵政事業に固定化されていた資源が解放され、税収増などを通じて、資源を国民経済的な観点で利用できるようになる。

### (3) 大きすぎる官の是正—資金の流れを官から民へ

- ・ 郵政事業は、民間の資金を集中し、財政投融资を介して、政府系金融機関等の公的部門を中心に運用されてきた。しかし、これは公的部門の肥大化と非効率化を招く一方、民間活力の発揮にとって必要な資金の供給を制約するようになってきている。郵貯・簡保の規模は、それぞれ民間の金融機関・生保を大きく凌駕するに至っているが、市場経済を中心とする先進国にあって、これは異常な事態と言わざるを得ない。
- ・ 郵政民営化は、民間の資金が自由な判断の下で運用され、民間での利用の拡大を意味する。これによって、民間部門の活性化が促進されることになる。

## 3. 郵政民営化の基本方針の策定

以上のような利益を国民にもたらす郵政民営化について、早急に基本的な方針が確立されなければならない。経済財政諮問会議は、5原則の下に本年4月に取りまとめた「郵政民営化に関する論点整理」を踏まえ、今夏の集中審議を経て、本年秋頃までに郵政民営化の基本方針を策定することにする。

## ユニバーサルサービス義務について

平成16年7月27日

牛尾 治 朗

奥 田 碩

本 間 正 明

吉 川 洋

ユニバーサルサービスについては、「郵政民営化に関する論点整理」において、定義やイコールフットィングとの関係を含め引き続き検討することとされている。郵政民営化に関する最終報告の取りまとめにおいては、以下の考え方に基づく整理が必要と考える。

### 1. 基本的考え方

- ・ ユニバーサルサービス義務は、全ての利用者に、良質なサービスを単一料金または容易に利用可能な料金で提供することを義務づけることである。国民生活の基礎的インフラを提供しているが独占の生じやすい電気通信、電力、ガス等の公益産業で義務づけられてきている。
- ・ 経済効率の観点からは、こうした義務を課す範囲は必要最小限のものとし、かつ経済社会や技術の発展に応じてその具体的内容やサービス水準等について不断の見直しを行うべきである。
- ・ 具体的には、ユニバーサルサービスを課すためには少なくとも以下の条件が満たされることが必要である。
  - ① 日常の国民生活に不可欠なサービスであること（例えば、電力、電話等は、健康で文化的な生活を営むために不可欠なサービスである。）
  - ② 同様のサービスが他の事業者によって十分には提供されていないこと（公益産業の多くでユニバーサルサービスが課されている背景には、独占が生じやすい事業であることがあげられる。）

### 2. 4機能毎の考え方

郵政事業の4機能毎に、上記の基本的考え方に基づいて整理すると以下の通り。なお、当面は窓口ネットワークにおいて、3事業のサービスを一体的に提供することが経営的に必要と考えられる。

#### (1) 郵便

- ・ 郵便は、基礎的な通信手段の一つとして日常生活に不可欠なサービスであり、かつ、現状において民間が提供する代替的なサービスは一部にとどまってい

るため、民営化後においても、引き続きユニバーサルサービス義務を課すことが必要と考えられる。ただし、IT革命等により、世界的に通信・輸送手段も急速に発達していることから、ユニバーサルサービス義務の範囲は不断に見直すことが必要である。

- ・ なお、万国郵便条約においても、ユニバーサルサービスが規定されており、これへの対応の観点からも、ユニバーサルサービスを維持する必要がある。

## (2) 郵便貯金等

- ・ 郵便貯金等は、国民生活に不可欠なサービスであるが、ほとんど全ての地域において民間金融機関が同様のサービスを提供しているため、現状においては、民間金融機関のない過疎地域等への配慮は必要としても、郵便貯金等のユニバーサルサービスを義務づける必要性は乏しいと考えられる。
- ・ 主要諸外国においては、郵便局における金融業務については、行っていない国もあり、行っている国でも郵便貯金等をユニバーサルサービスと位置づけている例はない。

## (3) 簡易保険

- ・ 簡易保険は、国民生活にとって重要なサービスであるが、ほとんど全ての地域において民間の生命保険会社のサービスが利用可能と考えられ、ユニバーサルサービスを義務づける必要性は乏しいと考えられる。
- ・ 主要諸外国においては、簡易保険類似の事業は例がない（民間保険の受託販売を除く。）。

## (4) 窓口ネットワーク

- ・ ユニバーサルサービス義務については、上述の条件を参照しつつ、多様なサービスを提供する窓口ネットワーク自体ではなく、それが提供する個々のサービス毎にその必要性を検討すべきである。
- ・ 郵便のユニバーサルサービス維持のために最低限必要な窓口ネットワークについては、郵便事業に応分のコスト負担を求めつつ維持されるべきである（ただし、郵便のユニバーサルサービス維持のためには、郵便ポスト網と民営化会社の集配機能の維持が最重要であり、それ以上にどの程度の窓口ネットワークを維持することが求められるかについては、フランチャイズ制の活用などによる業務の外部委託の可能性を含め精査が必要である。）。
- ・ なお、窓口ネットワーク自体については、効率化を進めつつ、過疎地域等への配慮等適切な拠点配置に努めることが期待される。

### 3. ユニバーサルサービスのコスト

#### (1) 民間事業者等への参入規制の緩和

一般信書便事業については公社が事実上独占しており、これが郵便のユニバーサルサービスのコスト負担を支えてきたと考えられる。民営化後は、ユニバーサルサービスを維持しつつ民営化会社の経営効率化を極力進め、これとあわせて、一般信書便事業への参入規制を緩和していくべきである。

#### (2) 事業間内部補助の排除とリスク遮断

民間事業者との間の競争条件を均等化するとの観点からは、郵便事業のユニバーサルサービスのコストが他の事業に転嫁されないよう、事業間の内部補助を排除するための枠組みが必要である。また、郵便事業の経営の影響が、他事業に波及しないように、適切なリスク遮断措置を講じることも必要である。

(参考資料)

# 郵政事業をめぐる動向

平成16年7月27日(火)

内閣官房郵政民営化準備室

## ～目次～

### I 官から民へ

- 1 金融市場における郵便貯金・簡易生命保険の占めるシェア . . . . . 1
- 2 「見えない国民負担」に関する議論 . . . . . 3
- 3 郵政事業は本当に公務員でなければできない仕事なのか . . . . . 4
- 4 効率性の比較等 . . . . . 5

### II 「今」民営化を行う必要性 . . . . . 7

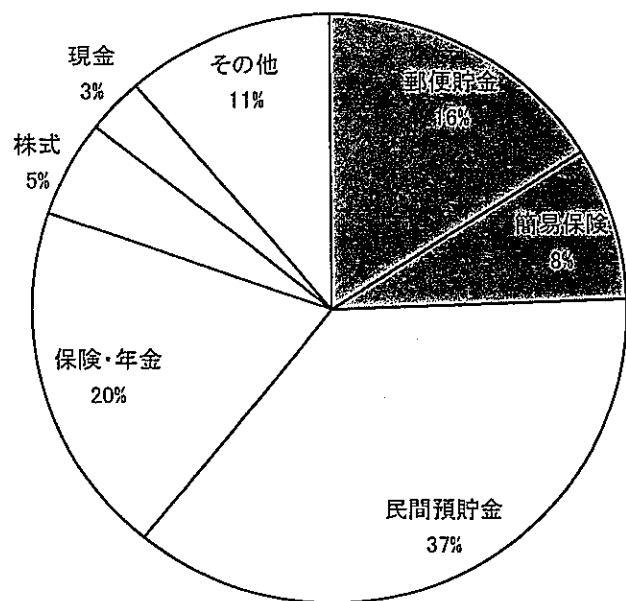
### III 諸外国における郵便のユニバーサルサービス . . . . . 12

# I 官から民へ

## 1 金融市場における郵便貯金・簡易生命保険の占めるシェア

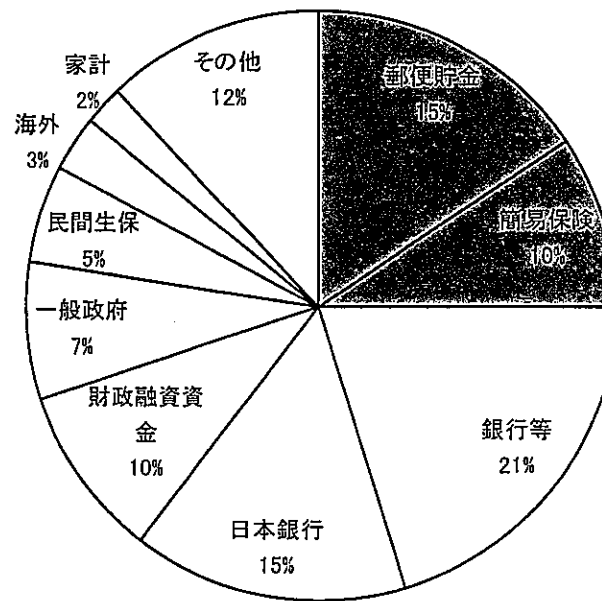
○ 家計（個人）金融資産の1/4が国有

家計（個人）金融資産の種類別シェア  
（平成16年3月現在（暫定））



○ 国債の1/4を郵貯・簡保で保有

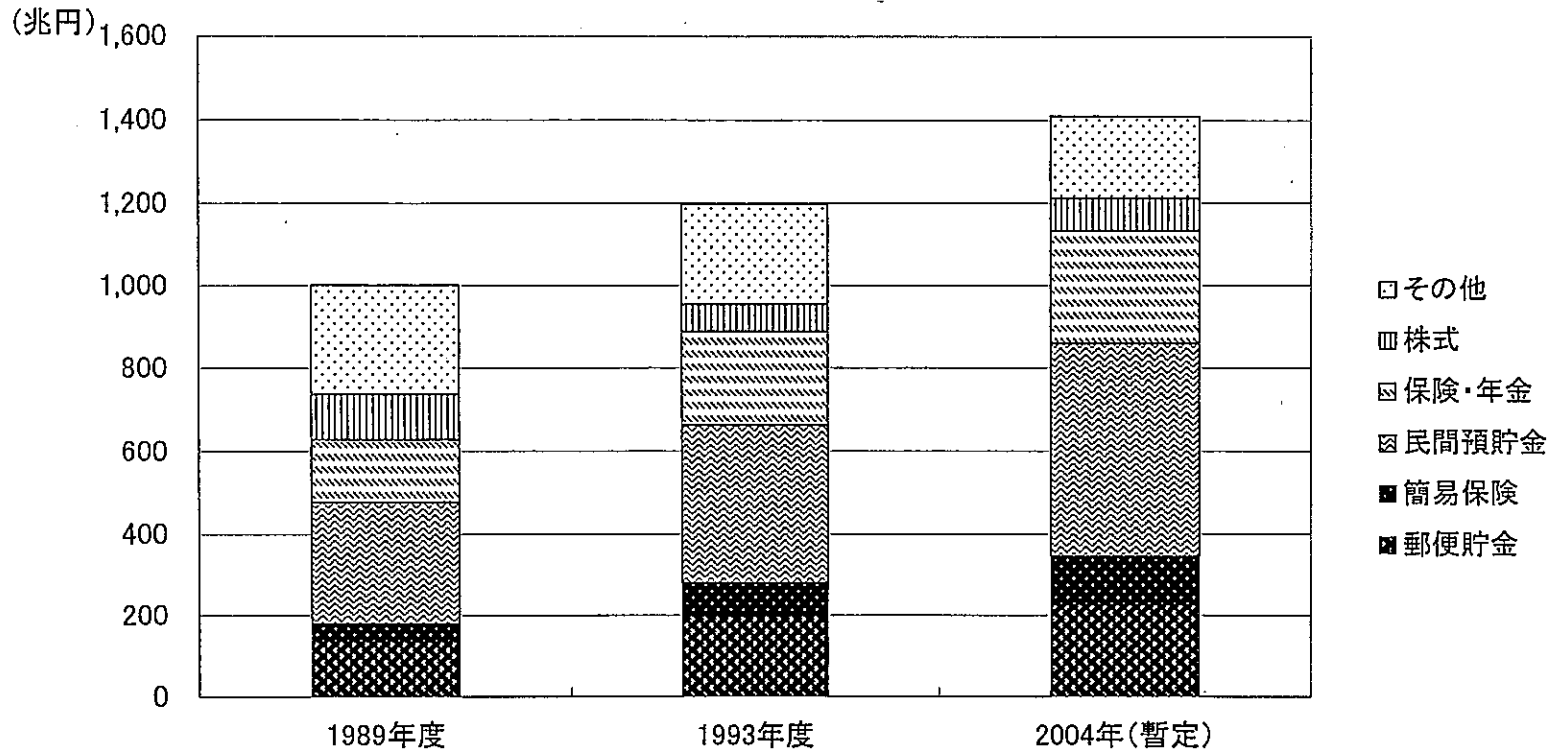
主体別国債保有状況  
（平成15年12月末（速報値））



資料) 日本銀行「資金循環勘定」



(参考) 家計(個人)金融資産に占める郵貯・簡保のシェアの推移



	1989年度	1993年度	2004年(暫定)
(郵便貯金の割合)	13.4%	16.5%	16.0%
(簡易保険の割合)	4.5%	6.9%	8.5%
(郵貯・簡保の割合の合計)	17.9%	23.4%	24.5%
民間預貯金の割合	29.7%	32.0%	36.3%
保険・年金の割合	15.2%	18.8%	19.4%
株式	10.7%	5.5%	5.5%
その他	26.4%	20.4%	14.2%
合計	1002兆円	1196兆円	1412兆円

資料：日本銀行「資金循環勘定」

## 2 「見えない国民負担」に関する議論

### ○ 全国銀行協会 (H16.7.5 第6回有識者会議)

【官業の特典 (H5~H14年度10年間合計金額)】

・ 経常費用としての税 (固定資産税、印紙税等)	1兆3,774億円
・ 預金保険料	1兆6,303億円
・ 準備預金相当分の運用利子	6,789億円
・ 法人税・住民税等	1兆6,773億円

合計

5兆3,540億円

注) 四捨五入のため、  
合計は一致しない。

### ○ 生命保険協会 (H16.7.12 第7回有識者会議)

【簡易保険事業における租税等の免除額 (H5~H14年度10年間合計金額)】

・ 事業税	1兆3,072億円	法人税・住民税	1兆1,067億円	合計	2兆4,139億円
-------	-----------	---------	-----------	----	-----------

【生命保険契約者保護機構負担金免除額 (H10~H14年度5年間合計金額)】

922億円

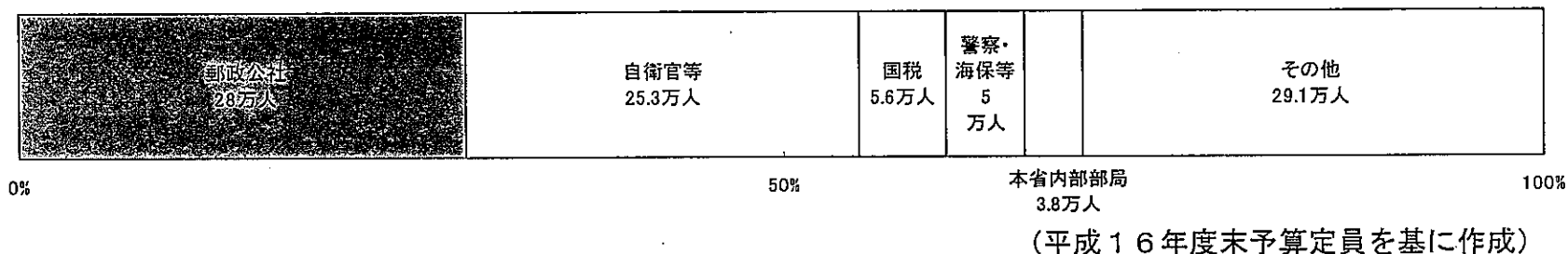
### ○ 有識者会議での議論 (H16.7.16 第8回会合)

委員2名より、平成15年度公社決算に基づく試算によると、隠れた国民負担は、「1兆1000億円程度」、「1兆2000億円程度」になるとの発言があった。

### 3 郵政事業は本当に公務員でなければならない仕事なのか

#### ○ 国家公務員の約3割が郵政公社

郵政公社の常勤職員約28万人、非常勤約12万人、計約40万人 (国家公務員総数約97万人)



#### ○ 郵便・宅配便においては、既に全国で民間企業が同様なサービスを提供

	日本郵政公社	A社	B社
拠点数 (平成15年3月末現在)	郵便局 24,752局 郵便切手類販売所等 150,617箇所 ゆうパック取次所 71,194箇所 郵便ポスト 185,966箇所	主管支店 71箇所 宅配便センター 2,545箇所 その他 967箇所 取扱店 317,595箇所	統括支店 69支店 支店等 200支店 センター等 1,068箇所 取扱店 約173,000箇所
取扱通(個)数	郵便小包 4億4,231万個 (内国通常・小包260億8,971万通・個)	宅配便 9億8,394万個 (メール便 6億644万冊)	宅配便 3億9,711万個 (メール便 5,757万冊)
従業員・職員数 (非常勤職員を含む)	合計 217,007人※ (平成15年4月1日現在)	社員合計 100,090人 (平成15年3月末現在)	社員合計 52,196人 (平成15年3月末現在)

※郵便関係職員

## 4 効率性の比較等

### ○ 民間と比べた人件費等の比較（郵便事業の場合）

郵便事業と A 運輸の比較

	郵政公社	A 運輸
1 人あたり人件費 (平成 14 年度)	5, 384 千円	4, 461 千円
人件費比率 (人件費/営業収益) (平成 15 年度)	71.3%	54.5%

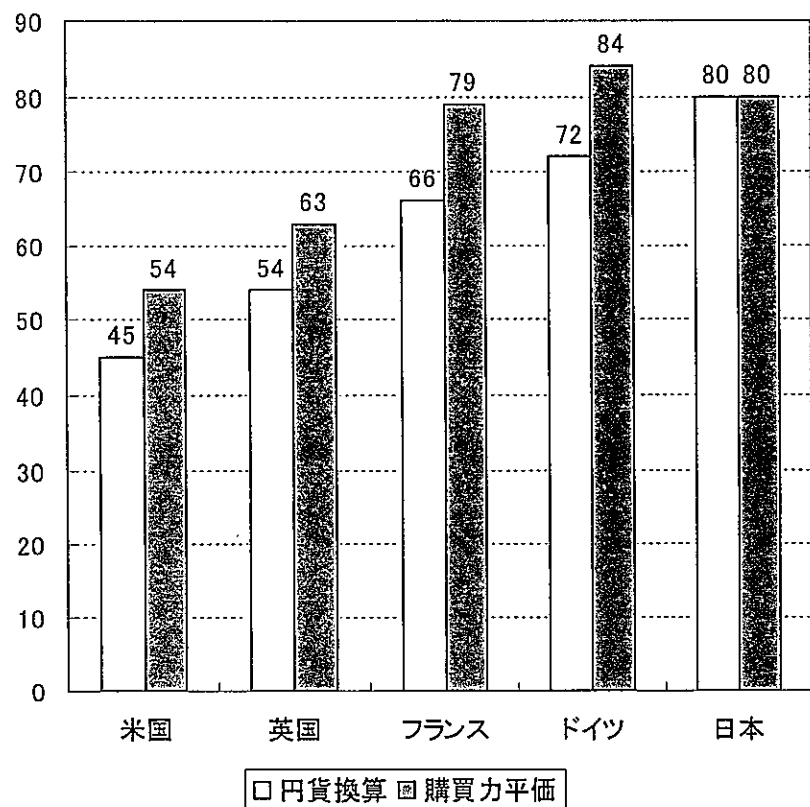
### ○ 「官」としての制約—商品・サービスの提供に限界

- ・ 出資規制—法定業務の運営に特に必要がある場合に限定（日本郵政公社法第 21 条）
- ・ 販売できる商品が法律で規定（郵便貯金の種類：郵便貯金法第 7 条）  
（簡易生命保険の種類：簡易生命保険法第 8 条）
- ・ 諸外国では、窓口において多様なサービスを提供

## (参考) 主要国との内国郵便料金の比較

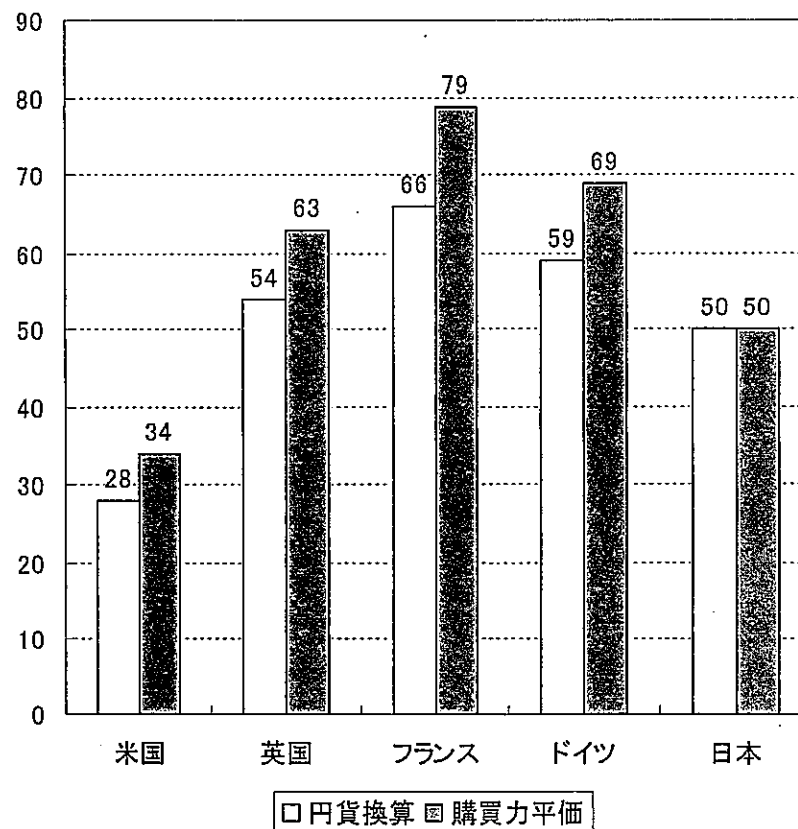
(円)

### 手紙料金



(円)

### はがき料金



※日本の郵便料金のみ消費税が含まれている

※換算レートは2003年3月末東京三菱TTSレートを使用

※購買力平価算出にあたっては、Purchasing Power Parties for GDB (2002年平均、OECD「Main Economic Indicators」)を使用

(出典：日本郵政公社「郵便のディスクロージャー冊子」2003)

## Ⅱ 「今」民営化を行う必要性

### ○ 郵政民営化は小泉改革の最重要案件

〔構造改革の推進による経済の活性化〕 郵政民営化は小泉改革の最重要案件

〔民間の金融システム改革の進展〕

民間金融機関では改革が進展（業界再編や不良債権処理の進展等）

「官」の部分である政策金融機関は平成20年までに見直され新体制に移行

〔個人金融資産の活用〕 貯蓄から投資への流れを加速

〔財政投融资制度改革の進展〕 郵貯資金の全額が自主運用へ（平成13年4月～）

平成19年度には経過期間が終了

## ○ 郵政事業をとりまく環境の急激な変化

### 〔郵便部門の変化〕

- ・ 郵便、小包を含む物流事業の変革期に突入
- ・ 郵便部門において独占を見直し（平成15年）

### 〔国際物流市場の変化〕

- ・ 国際物流分野においても、民営化された海外郵政事業体等の総合物流業者による市場の寡占化への動き

### 〔金融市場の変化〕

- ・ 金融分野における業態間を超えたダイナミックな競争の進展

## ○ 十分な準備期間の確保

- ・ 円滑な民営化には、人材育成等を含む、時間をかけた体制の整備が必要
- ・ 郵政事業の公社化にも決定から、郵政公社の誕生まで5年の歳月

(参考)

# 構造改革の進展

(年度)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)
<b>[行政改革]</b> 公社化のプロセス (H9.12 行革会議 最終報告)	H14.7 公社法成立	H15.4 日本郵政公社発足					
<b>[規制改革]</b> 民間事業者による信書の送達 【参入事業者数】	H14.7 信書便法成立	H15.4 信書便事業開始 41(H15.3末)	43(H16.6.1)				
<b>[金融システム改革]</b> 【不良債権比率】 【銀行数:主要行(年度末)】 (※H11.3末 17行)	不良債権集中処理期間 保険の銀行窓販の拡大(H14.10) 7.23% 11行	5.18% 11行	重点強化期間 銀行への証券仲介業の解禁(H16.12予定) ペイオフ 全面解禁				
<b>[特殊法人改革]</b> 政策金融改革		金融円滑化のため政策金融を活用 住宅金融公庫法改正	中小企業金融公庫法改正		あるべき姿への準備期間		政策金融のあるべき姿
<b>[財政投融资改革]</b> 【郵貯預託金(年度末)】	177.6兆円	156.1兆円	117.6兆円	財政投融资改革経過措置			経過期間終了



(参考)

## 諸外国における窓口ネットワーク機能

- 諸外国の郵政事業体では、郵便・物流、郵便貯金などを自営するとともに、郵便局の窓口を通じて幅広い業務を受託することにより、国民への多種多様なサービス提供を行い、窓口ネットワークを価値あるインフラとして機能させている。
- 窓口業務は、一般的には独立して収益を負う単位ではなく、郵政事業体の本体において運営されているが、窓口業務を郵政事業体本体とは別の会社により運営している国もある。(英、オランダ)

(総務省資料より)

国名	郵政事業体名	窓口業務の運営		郵便局窓口で新たに提供を始めたサービス等の例 (主に最近10年間)
		郵政事業体本体	別会社	
米	USPS (独立行政機関)	○	—	テレホンカードの販売、メキシコ向け電子送金、包装用品販売、引越ガイドの配布
英	ロイヤルメール (特殊会社)	—	○ (ロイヤルメールの子会社)	・インターネットカフェ、公共料金比較サービス (業務提携) ・自動車保険サービス、個人ローンサービス (合弁会社 (アイルランド銀行との共同出資))
独	ドイツ・ポスト (特殊会社)	○	—	携帯電話サービス、文具販売 (はがき、文具等)、商業用電気契約、配送先変更・保存サービス、車両登録、住民登録の住所変更
仏	ラ・ポスト (国営的公法人)	○	—	・ラ・ポストの投信商品の資産運用 (ソジェポスト) ・ラ・ポストが販売する生命保険商品の保険者 (アシュールポスト) ・ラ・ポスト・グループと貯蓄金庫のCNPへの持株を一括保有 (ソパシュール) ・郵便小切手口座 (CCP) の資金運用 (エフィポスト)
オランダ	ロイヤルTPGポスト (特殊会社)	—	○ (ポストバンクとのJV)	銀行業務 (金融市場、国際、法人向け)、国際送金、投資信託・有価証券の取次ぎ、保険サービス等
イタリア	ポステイタリアーネ (特殊会社)	○	—	・生命保険・株式等金融商品の窓口販売、ローン機能付きクレジットカード発行 ・宅配便部門強化のため、Sda社買収 ・郵便関連サービス (宅配便受付、梱包、FAX送受信、コピー等) を行う直営店の展開
スウェーデン	スウェーデンポスト (特殊会社)	○	—	郵便業務のスーパーマーケット、コンビニエンスストア等への委託 (国内2,500店舗)
豪州	オーストラリアポスト (特殊会社)	○	—	物品の販売、携帯電話料金のチャージ、トラベラーズチェックの販売・換金、銀行代行サービス、現金振替、送金サービス、消費者情報提供業務、公的証明書本人確認業務、パスポート発行業務の代行
NZ	ニュージーランドポスト (特殊会社)	○	—	不明

(参考)

## 各国郵便事業体の国際展開

(日本郵政公社作成)

- ◆ ドイツポスト、オランダ・TPGは、エクスプレス・ロジスティックス会社の買収により世界展開
- ◆ フランス・ラポスト、イギリス・ロイヤルメールは欧州内での自社網を構築
- ◆ 中国、韓国の郵政庁は、アジア・太平洋における郵政間協力を推進

	欧州	米国	アジア
ドイツ (ドイツポスト)	～1998国内収益力強化 1998～ダンサス、DHL買収、ク ローバル総合物流企業へ	2003 米国4位のエアホーンを 買収して米国進出	2000 香港にハブを設置
オランダ (TPG)	～1996 国内収益力強化 1996～ TNT買収、グローバル総 合物流企業へ	ロジスティックスで一定の地位	中国国家郵政局、韓国ホ スト等との提携による展開
フランス (ラポスト)	1990年代後半 子会社・買収を 通じた成長、欧州域内を自社網 でカバー	進出せず	進出せず
イギリス (ロイヤルメール)	1990年代後半 買収を通じた成 長、欧州域内を自社網でカバー	進出せず	進出せず
中国 (中国国家郵 政局)	欧州に強いTNTにEMSの運送 配達を委託	2002～ アジア・太平洋の主要郵政庁が戦略的に協力して商 品・サービスを改善	
韓国 (韓国ポスト)	欧州に強いTNTにEMSプレミア ムを委託	2002～ アジア・太平洋の主要郵政庁が戦略的に協力して商 品・サービスを改善	

### Ⅲ 諸外国における郵便のユニバーサルサービス

諸外国では、郵便事業を行う事業体が民営化された後においても、当該事業体にユニバーサルサービス義務を課す一方で、同サービスの維持・確保を図るため、一定の独占範囲の付与や財政支援などの措置を講じているところ。

(総務省資料より)

#### 1 ユニバーサルサービスの対象・水準

- 郵便は、国民生活や社会経済活動に不可欠な基礎的な通信手段であり、各国では、郵便事業体にユニバーサルサービス義務を課している。万国郵便条約でも、加盟国には、郵便のユニバーサルサービスの義務が課されており、通常郵便物(2kg以下)及び小包郵便物(20kg以下)の引受け、取扱い、運送及び配達を最低限確保することとされている。
- ユニバーサルサービスの具体的な水準については、各国の国内法令等において、ユニバーサルサービスの対象となる書状・小包の範囲、全国均一料金制、1週間の配達回数などを規定している。

#### 2 ユニバーサルサービス確保のための措置・手段

##### ① 一定の独占範囲の付与

英国、独国(※1)、オランダ、イタリア、豪州、米国(国営事業体)、仏国(国営的公法人)

##### ② 財政支援

英国(※2)、イタリア

※1 なお、独国では、2008年の独占撤廃以後、国が必要性を認めた場合は、ユニバーサルサービスを維持するための基金が創設される予定。

※2 地方の郵便局ネットワーク維持のための財政支援

## (参考)

### 1. 万国郵便条約

#### ○ 第一条 普遍的な郵便業務

1 加盟国は、連合の単一の郵便境域という概念を強固にするため、すべての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域のすべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。

#### ○ 第十条 基礎業務

1 郵政庁は、通常郵便物の引受け、取扱い、運送及び配達を確保する。郵政庁は、また、この条約の定めるところにより、又は自己が差し立てる小包の場合においては二国間の取決めを行った後に利用者に一層有利な他の方法により、小包郵便物について当該通常郵便物と同様の業務を提供する。

4 第二のシステムについては、郵便物の内容品によって郵便物を次のとおり分ける。

4.1 書状及び郵便葉書(これらを「LC」という。)。重量制限は、二キログラム(五キログラムまでの引受けを認める郵政庁の間においては五キログラム)とする。

4.2 印刷物、点字郵便物及び小形包装物(これらを「AO」という。)。重量制限は、小形包装物については二キログラム(五キログラムまでの引受けを認める郵政庁の間においては五キログラム)、印刷物については五キログラム、また、点字郵便物については七キログラムとする。

6 一個の重量が二十キログラムを超える小包の交換を行うか否かは、任意とする。ただし、一個の重量の最大限度は、五十キログラムを超えてはならない。

### 2. 郵便法及び日本郵政公社法

#### ○ 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

#### ○ 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)

(郵便局)

第二十条 公社は、前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行うため、総務省令で定めるところにより、郵便局をあまねく全国に設置しなければならない。

2 前項の総務省令を定めるに当たっては、地域住民の利便の確保について配慮しなければならない。

### 3. 他の公共サービスの提供に係る法令

#### (1) 電気通信事業

- 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）  
（責務）

第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

- 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）  
（基礎的電気通信役務の提供）

第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

#### (2) 電気事業

- 電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号）  
（供給義務等）

第十八条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要（事業開始地点における需要及び特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給を拒んではならない。

2～7 （略）

#### (3) 水道事業

- 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）  
（給水義務）

第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2・3 （略）

# 麻生議員提出資料

— 郵政事業のユニバーサルサービス等について —

平成16年7月27日

# 郵便のユニバーサルサービス

## 1 法令上の規定

### ○ 郵便法の規定

(この法律の目的)

第一条 この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

(郵便の実施)

第二条 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社(以下「公社」という。)が行う。

### ○ 万国郵便条約の規定

(普遍的な郵便業務)

第一条 加盟国は、【略】すべての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域のすべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。

### ○ 業務方法書の認可の基準(抜粋)(郵便法第75条の2等)

#### ○ 全国あまねく1通からの引受け・配達

- ・ポストによる引受け(第75条の6第2項第2号)
- ・1週間6日以上での配達(第75条の6第2項第3号)
- ・原則3日以内の送達(第75条の6第2項第4号)

#### ○ ポスト投函による随時、簡便かつ秘密保護が確実な差出し郵便物を安全に保護できる構造のポストを各市町村等に満遍なく設置(規則第24条第2項第1号) <→約18万6千本を維持>

#### ○ 全国均一でなるべく安い料金

- ・通常郵便物について全国均一料金制(第75条の2第2項第2号)
- ・特に25g以下の定形郵便物は80円以下(第75条の2第2項第3号)

【条文は郵便法(規則は郵便法施行規則)】

## 2 郵便事業の種類・内容

### (1) 通常郵便物

- ・第一種郵便物(書状、郵便書簡等)(郵便法第21条)
- ・第二種郵便物(通常葉書、往復葉書)(郵便法第22条)
- ・第三種郵便物(年4回以上発行する定期刊行物)(郵便法第23条)
- ・第四種郵便物(通信教育用、点字等、学術刊行物等)(郵便法第26条)

### (2) 小包郵便物(郵便法第30条)

### (3) 特殊取扱(郵便法第57条)

書留、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達、年賀特別郵便等

### (4) 国際郵便(万国郵便条約第1条)

## 3 利用状況等

### (1) 総引受郵便物数(平成15年度)

255億8,663万通・個 (対前年度 2.3%減)  
(国民1人当たり 202通・個)

### (2) 配達状況(平成14年物数調査結果等)

1日当たり配達郵便物数 約7,330万通・個  
1日当たり配達箇所数 約3,050万箇所  
(全世帯・事業所の54.7%)

### (3) 郵便物(普通扱いの封書・葉書)の利用構造

(平成6、9、12、15年の調査結果の平均)

#### ○ 郵便物の差出人

事業所 80.0% 私人 20.0%

# 郵便貯金のユニバーサルサービス

## 1 法令上の規定

### (1) 郵便貯金法の規定

(この法律の目的)

第一条 この法律は、郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。

(郵便貯金の実施)

第二条 郵便貯金の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う。

### (2) 郵便為替法の規定

(この法律の目的)

第一条 この法律は、郵便為替を簡易で確実な送金の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、国民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

(郵便為替の実施)

第二条 郵便為替の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う。

### (3) 郵便振替法の規定

(この法律の目的)

第一条 この法律は、郵便振替を簡易で確実な送金及び債権債務の決済の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、国民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

(郵便振替の実施)

第二条 郵便振替の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う。

## 2 郵便貯金事業の種類・内容

### (1) 郵便貯金（条文は郵便貯金法）

通常郵便貯金（第32条～第44条）、積立郵便貯金（第45条～第51条の2）、定額郵便貯金（第52条～第57条）、定期郵便貯金（第58条・第59条）、住宅積立郵便貯金（第60条～第63条）及び教育積立郵便貯金（第63条の2～第63条の4）

### (2) 郵便為替（条文は郵便為替法）

普通為替（第8条、第25条～第33条）、電信為替（第9条、第34条～第38条）、定額小為替（第10条、第38条の2）

### (3) 郵便振替（条文は郵便振替法）

払込み（第32条～第35条）、振替（第36条～第37条の5）、払出し（第38条～第52条の2）

## 3 利用状況等

### (1) 利用状況

- 郵便貯金保有世帯（平成14年度） 約4,222万世帯  
(利用世帯 85.7%)

### ○ 郵便貯金取扱件数（平成14年度）

	受払等件数	1日当たり 受払等件数	郵貯利用世帯の 1世帯当たり 利用件数
郵便貯金	229,648万件	934万件/日	62.1件/年
郵便為替	4,271万件	17万件/日	1.2件/年
郵便振替	145,125万件	590万件/日	39.2件/年

注：郵便貯金は、通常貯金、定額・定期貯金の合計。郵便為替は、普通為替、電信為替、定額小為替の合計。郵便振替は、払込み、振替、払出しの合計。

### (2) ATM設置状況等

- 郵便貯金ATM（平成15年度末） 26,483台
- 提携金融機関の利用可能ATM等 約12万台  
(提携金融機関数 1,866社（平成16年7月1日現在）)  
(参考) 証券会社ATM（提携13社計） 約500台  
生命保険会社ATM（提携9社計） 約600台



# 簡易生命保険のユニバーサルサービス

## 1 法令上の規定

### ○ 簡易生命保険法の規定

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もつて国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。

(簡易生命保険の実施)

第二条 この法律の規定による生命保険（以下「簡易生命保険」という。）の業務は、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う。

簡易生命保険は、全国にあまねく設置された郵便局を通じて提供することにより、広く国民に基礎的な生活保障手段を提供することを企図して創設された制度であって、制度の基本的理念は、郵便局を通じたユニバーサルサービスの提供を意図しているものである。

なお、日本郵政公社法第20条において、（郵便業務や郵便貯金業務とともに）簡易生命保険業務を行うため、「郵便局をあまねく全国に設置」する義務が公社に課されているところである。

また、簡易生命保険法に「あまねく公平に」の文言がないのは、生命保険の性質上合理的な範囲において、年齢等により保険料に差異を設ける場合や加入を制限する可能性があることによるものと考えられる。

【参考：大正5年2月 箕浦通信大臣提案理由説明】

・・・この法案の目的とする所は、比較的低廉なる料金を以て、また簡単なる手続により、安全なる基礎の上に、保険の恵沢に多数をして浴せしむるということが、一なる緊要なる方法である。（以下省略）

## 2 簡易保険事業の種類・内容

- (1) 保険事業<簡易生命保険法第9条～第13条>  
終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険
- (2) 年金保険事業<簡易生命保険法第14条～第16条>  
終身年金保険、定期年金保険、夫婦年金保険
- (3) 二の簡易生命保険を一体として提供する取扱い<簡易生命保険法第17条>  
終身年金保険付終身保険、定期年金保険付養老保険、夫婦年金保険付家族保険

## 3 利用状況等

- (1) 簡易保険利用世帯（平成12年度）  
約2,900万世帯（世帯加入率61.2%）
- (2) 契約件数（平成15年度）
  - ① 新契約件数  
保険387万件、年金保険40万件
  - ② 保有契約件数  
保険6,850万件、年金保険731万件

# 郵便局の設置に関する総務省令

## 日本郵政公社法(平成14年法律第97号)

### (郵便局)

第二十条 公社は、前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行うため、総務省令で定めるところにより、郵便局をあまねく全国に設置しなければならない。

2 前項の総務省令を定めるに当たっては、地域住民の利便の確保について配慮しなければならない。

## 衆・参総務委員会附帯決議(要旨)

公社は、郵便局ネットワークが現在と同水準に維持されるよう努めること

## 現在の郵便局の設置状況

郵便局は、山間、辺地、離島などを含め全国津々浦々に設置されており、全市町村に1局以上設置されている。

## 日本郵政公社法施行規則 (平成15年総務省令第4号)

### (郵便局の設置基準)

第二条 公社は、法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として、次に掲げる基準に適合するよう郵便局を設置しなければならない。

- 一 法第十九条第一項第一号から第五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係る役務に対する地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
- 二 いずれの市町村(特別区を含む。)についても一以上の郵便局が設置されていること。
- 三 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。

## 市・町村別店舗数の推移

各年度末		9	10	11	12	13	14	9→14	増加率(%)
郵便局	市部	15,112	15,179	15,236	15,269	15,311	15,341	229	1.5
	郡部	8,944	8,937	8,905	8,899	8,865	8,813	▲ 131	▲ 1.5
	合計	24,056	24,116	24,141	24,168	24,176	24,154	98	0.4
	過疎地	4,676	4,667	4,653	4,507	4,501	4,653	▲ 23	▲ 0.5
銀行等	市部	23,342	22,874	22,510	21,946	21,377	20,377	▲ 2,965	▲ 12.7
	郡部	5,178	5,176	5,145	5,091	5,017	4,847	▲ 331	▲ 6.4
	合計	28,520	28,050	27,655	27,037	26,394	25,224	▲ 3,296	▲ 11.6
	過疎地	1,665	1,665	1,643	1,574	1,556	1,603	▲ 62	▲ 3.7
農漁協	市部	8,250	7,981	7,808	7,617	7,355	7,070	▲ 1,180	▲ 14.3
	郡部	8,121	7,773	7,499	7,209	6,803	6,328	▲ 1,793	▲ 22.1
	合計	16,371	15,754	15,307	14,826	14,158	13,398	▲ 2,973	▲ 18.2
	過疎地	3,509	3,315	3,204	2,896	2,717	2,643	▲ 866	▲ 24.7

注：1 郵便局は、郵便貯金取扱局で、定期開設局及び一時閉鎖局を含まない。

2 銀行等とは、都市銀行、地方銀行、第二地銀、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合及び労働金庫を指し、海外支店、代理店を含まない。

3 過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法（H12. 3. 31法律第15号）により定められ、公示された地域であり、H15年3月31日時点で3,235団体（東京23区を含む）のうち、1,210（うち48市）が該当する。

# 銀行等の民間金融機関の店舗がない町村

(平成15年3月末現在)

都道府県	全町村数	店舗がない 町村数
北海道	178	11
青森県	59	9
岩手県	45	8
宮城県	61	10
秋田県	60	11 ( 10 )
山形県	31	4
福島県	80	23
茨城県	61 ( 62 )	9
栃木県	37	3
群馬県	59	8
埼玉県	49	13
千葉県	47 ( 48 )	10
神奈川県	18	1
山梨県	56 ( 57 )	14 ( 15 )
東京都	13	5
新潟県	91	24

都道府県	全町村数	店舗がない 町村数
長野県	103	46 ( 45 )
富山県	26	7
石川県	33	3
福井県	28	0
岐阜県	85	30
静岡県	53	2
愛知県	57	11
三重県	56	13 ( 12 )
滋賀県	42	2
京都府	32	3
大阪府	11	2
兵庫県	66	2
奈良県	37	9 ( 8 )
和歌山県	43	12
鳥取県	35	4
島根県	51	17

都道府県	全町村数	店舗がない 町村数
岡山県	68	24
広島県	69 ( 73 )	17 ( 18 )
山口県	42	6
徳島県	46	11
香川県	33 ( 38 )	6 ( 5 )
愛媛県	58	17
高知県	44	15 ( 14 )
福岡県	73	14 ( 13 )
佐賀県	42	2
長崎県	71	9 ( 8 )
熊本県	83	36 ( 34 )
大分県	47	16
宮崎県	35	8
鹿児島県	82	19 ( 18 )
沖縄県	41 ( 43 )	24 ( 25 )
計	2537 ( 2,551 )	550 ( 542 )

※ ( ) 内は平成14年3月末

注 : 「銀行等」とは、都市銀行、地方銀行、第二地銀、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合及び労働金庫を指し、海外支店、代理店は含まない。

資料 : 日本金融名鑑 (日本金融通信社)、全国市町村要覧 (市町村自治研究会)

# 民間生保の店舗がない町村

簡易保険は全市町村に店舗配置、民間生保の店舗がない町村は全町村の76.9%

【民間生命保険会社の店舗がない町村数】（平成15年8月郵政公社調べ）

都道府県	全町村数	民保の店舗がない町村数	民保の店舗がない町村割合(%)	都道府県	全町村数	民保の店舗がない町村数	民保の店舗がない町村割合(%)	都道府県	全町村数	民保の店舗がない町村数	民保の店舗がない町村割合(%)
北海道	178	127	71.3%	石川県	33	21	63.6%	岡山県	68	55	80.9%
青森県	59	44	74.6%	福井県	28	24	85.7%	広島県	66	47	71.2%
岩手県	45	34	75.6%	山梨県	50	41	82.0%	山口県	40	35	87.5%
宮城県	59	37	62.7%	長野県	103	90	87.4%	徳島県	46	34	73.9%
秋田県	60	53	88.3%	岐阜県	80	65	81.3%	香川県	30	23	76.7%
山形県	31	26	83.9%	静岡県	53	31	58.5%	愛媛県	57	46	80.7%
福島県	80	60	75.0%	愛知県	57	39	68.4%	高知県	44	37	84.1%
茨城県	61	43	70.5%	三重県	56	49	87.5%	福岡県	72	58	80.6%
栃木県	37	27	73.0%	滋賀県	42	31	73.8%	佐賀県	42	31	73.8%
群馬県	58	50	86.2%	京都府	32	25	78.1%	長崎県	71	52	73.2%
埼玉県	49	32	65.3%	大阪府	11	8	72.7%	熊本県	79	59	74.7%
千葉県	46	41	89.1%	兵庫県	66	44	66.7%	大分県	47	41	87.2%
東京都	13	10	76.9%	奈良県	37	32	86.5%	宮崎県	35	27	77.1%
神奈川県	18	11	61.1%	和歌山県	43	35	81.4%	鹿児島県	82	54	65.9%
新潟県	90	73	81.1%	鳥取県	35	29	82.9%	沖縄県	41	37	90.2%
富山県	26	17	65.4%	島根県	51	43	84.3%	合計	2,507	1,928	76.9%

注1：町村数は、平成15年7月7日現在

注2：民間生保の店舗には、代理店を含まない。

○ 全国の680市中、民間生命保険会社の店舗のない市は4市（北海道三笠市・歌志内市、新潟県栃尾市、宮崎県えびの市）

○ 全国の市町村中、民間生命保険会社の店舗がない市町村割合

$$\frac{\text{店舗がない市町村数 } 1,932}{\text{全国の市町村数 } 3,194} = 60.5\%$$

## 公社であることに伴う負担

- ユニバーサルサービス確保のための郵便局設置・運営コスト
  - ・ 過疎地域に 4,787 局、26,352 人を配置
- 業務範囲（限度額を含む）、運用範囲等の制限による逸失利益
  - ・ 民間銀行、民間生保はより幅広い業務等が可能
- 法人税等の利益課税が非課税となっているが、経営の健全性を確保するために必要な資本を確保した後は、国庫納付が必要
  - ・ 利益の 1/2 を納付するが、民間企業の実効税率は 40.87%
- ※ 事業用不動産に係る固定資産税は免除されているが、固定資産税額の 1/2 に当たる額を市町村納付金として納付
- 共済年金費用の公経済負担
  - ・ 民間企業であれば国庫が負担している「基礎年金拠出金の額の 1/3」を負担（平成 15 年度約 350 億円）
- 郵便の政策料金による赤字
  - ・ 政策的に低料金としている第三種郵便物（新聞、雑誌）及び第四種郵便物（点字郵便物等）は赤字  
(平成 15 年度 ▲246 億円)

### 【参考】

- 郵貯から 1 兆円一般会計繰入
  - ・ 郵貯は平成 10 年度から 14 年度の 5 年間に、国鉄長期債務の処理に協力するため、各年度 2 千億円を一般会計に繰入れ

# 生田日本郵政公社総裁提出資料

平成16年8月2日

# 基本的考え方

## 1. 民営化の意義・目的について

- 公社の3つの経営ビジョンが、公社でいるよりもより良く進化できるかが民営化の意義そのもの、一番重要なポイント。今後の具体論においてより良い進化ができる制度設計が必要。

## 2. 他の諸改革との整合性について

- 財政改革、国債管理政策、地方改革の進展に伴う住民の生活インフラのセーフティネットとしての役割、金融システム改革などとの整合性は十分な審議が必要。
- 地方改革に伴って、地方自治体の出先行政機関が合理化で減少する時には、でき得る範囲で行政事務の代行を行う。地域住民の生活インフラ維持のためのセーフティネットは「ワンストップ・コンビニエンス・オフィス」。

## 3. 具体的論点

(1) 自立的経営の確保、事業が持続できる基盤整備、経営自由度の向上

### 【債務超過・過少資本の解消について】

- 民営化された会社が健全な経営ができるよう、ビジネスモデルの自由度への配慮、スタート時点の基盤整備が重要。公社は1兆3,000億円と過少資本の状態スタート、中でも郵便事業は平成15年度末で5,500億円の債務超過。

### 【「コインの両面」(納税等の新たな経営上の負担と経営自由度の向上)のバランスについて】

- イコールフットイングの観点から、事業税、法人税、預金保険料の負担が増える場合、ビジネスモデルの自由化が必要。また、ユニバーサルサービスに係る費用負担についても議論が必要。



### 【経営自由度の向上】

- 経営陣が不確実性の高い将来の経営環境に柔軟に対応できるよう、新会社は十分な経営自由度を確保することが必要。民営化により、公社時と比較して、政府による事業・組織・人事等に関する規制監督が強化されることはあり得ない。

### 【国による支払保証廃止の場合も、お客さま利便と管理コストの観点から、新旧契約の一括管理が必要】

- 郵貯・簡保とも、償還等により出ていく資金と新規契約等により入ってくる資金が存在、ゴーイング・コンサーンとして健全経営が成立する事業。その観点から、公社の資産と負債はトータルとして新会社が引き継ぐべき。

### 【具体的な国際展開のあり方をどう考えるべきか】

- 郵便事業の将来展望として中国等への事業展開が不可欠であり、それが可能となるような法制面等の整備が必要。

### 【民営化後もユニバーサルサービス義務を担う場合、それに見合う「代替措置」について】

- 「コインの両面」論から言えば、税負担と一部費用の免除の反対側には大変厳しいビジネスモデルの制約とユニバーサルサービス費用の自己負担が存在。今後、コインの両面のバランスを議論するに当たっては、ユニバーサルサービス費用の負担のあり方についても、検討が必要。

### 【職員の雇用、将来展望、モラルの問題について】

- 郵政公社職員の雇用は重要性の高い問題。雇用問題に加えて職員の身分の問題も、組合と十分協議を尽くすべき問題、経営として極めて重要かつ重い問題と認識。

## (2) 国益とお客様の利便性の尊重

### 【貴重な国民資産である郵便局ネットワークの有効活用について】

- 郵便局ネットワークは、ユニバーサルサービス機能を果たすために活用される不可欠の設備・ファシリティ。日本列島にまたがる郵便局ネットワークは、ユニバーサルサービス維持のためのコストセンターではなく、ポテンシャルのある貴重な営業資産。
- 郵便、郵貯、簡保に次ぐ事業ができた場合であっても、少額の手数料収入が得られるだけであり、郵便局ネットワークが維持できることにはならない。郵貯について言えば、現在行っている国債窓販等のフィージビネスによる手数料収入は850億円にすぎず、郵便局ネットワークの維持のための年間1兆3千億円を賄うことは不可能。単純なフィージビネスのみによるネットワーク維持は非現実的。

### 【郵便・郵貯・簡保のユニバーサルサービス機能について】

- 地方の地域住民からは、郵便のみならず、少額貯蓄・生活保障サービスに対する要望が強い。このような、全国の地域の方からの切なる要請を果たし、利便性を維持するためには、金融のユニバーサルサービス機能が必要。

## (3) 民営化の時間軸等

### 【「準備期間」における経営自由度の向上（業務範囲・出資対象の拡大等）について】

- 準備体操や助走なく、2007年4月1日に外国企業を含む競争市場に進出することは困難。準備期間における国内外での投資、買収、業域拡大等に対する配慮が必要。ただし、不当な民業圧迫にならないようにする常識の線で行うことは当然。
- 準備期間における投資は、ベンチャー的性格のものではなく、民営化後に向けての助走として必要なものとするのが適当。

2004 年 8 月 2 日  
21 世紀政策研究所  
理事長 田中 直毅

## 民営化の目的に沿った民営化方針の策定

### 視点Ⅰ. 統治の質の改善 v s 「郵政」事業の形態

1. 高齢化社会のリスク許容量と政府保証の傘との関連
2. リスクへの挑戦を不可欠とする高付加価値社会と資本市場の健全性
3. 資本市場の形成を歪める肥大化した郵貯、簡保のバランスシート
4. 政府保証を明示的にはずすことの意味
5. 政府関与についての「選択と集中」とユニバーサル・サービス

### 視点Ⅱ. 統治の質の改善 v s 「郵政」事業の維持

1. 郵貯からのシステミックリスクのおそれの回避としてのリスク遮断の必要性
2. 持ち株会社方式によるリスク遮断は万全ではない
3. 持ち株会社による統治の質の充足という前提は満たされず
4. 三事業分離ならば、ネットワーク事業や郵便事業の自由度は高まるはず
5. 看板価値としての郵便局ネットワークの維持は三事業分離でも追求可能

### 視点Ⅲ. 統治の質の改善 v s 時間をかけた民営化の実施

1. 民間のネットワーク組成の急進展
2. 民営化法と改正郵政公社法との一括化を通じた早急な事業改革の必要性
3. 事業基盤を損うに至る遅れたテンポの民営化
4. 個々の家計による意思決定を促す官業の肥大化ではない郵便局を通じた投信販売業務の開始
5. 非公務員型公社による機動的経営の選択と生田総裁選任の意味

### 視点Ⅳ. 統治の質の改善 v s 過去の政府保証の連続・非連続

1. 政府保証の傘をすぼめることの緊急性
2. 株式会社のもとでの新業務に政府保証はなし（政府保証つきにビジネス・モデルの成立はなし）
3. 政府保証のついた旧契約の定額貯金と簡保とについては運用委託にあたってリスク管理にかかわる厳しい指針の維持
4. 肥大化したバランスシートの圧縮からの経営上の困難を克服する手段の開発の必要性
5. イクアル・フットィング（民間企業同士の均質的な競争条件）の実現と競争を通じての成果への期待

## (配付資料)

# 郵政民営化への最近の取組み状況

平成16年8月2日(月)

内閣官房郵政民営化準備室

# 1 ビジネスモデルについて

## ○ 宇田メンバー提出資料に基づき有識者会議で議論

### 1 ビジネスモデル検討の目的

民営化時点において経営主体に「戦略の自由度」と「経営の規律」を与え、健全に自立経営が成立するために、今何をすべきか、何をしてはいけないかを考えるための整理。

(注) 民営化後の長期の収益予測ではなく、当該予測により長期に経営主体を規制する法的枠組みを課すことが目的ではない。また、ビジネスモデルは機能に着目した分析であり、組織論を前提としたものではない。

### 2 民営化のインパクト

【政府】 関与は必要最小限に（ 制約解消 経営の自由度付与 ）

【事業体】 経営の規律によって効率化 サービス水準維持向上 経営結果責任

⇒ ・ 国民負担の最小化 ・ 健全な市場競争の担保 ・ サービス水準改善 ・ 事業成長

### 3 ビジネスモデル検討の前提条件

- ・ イコールフットィング・規制緩和を前提
- ・ 人員は自然減をベース
- ・ 郵便のユニバーサルサービス提供義務を担保
- ・ 金融事業と郵便事業その他非金融事業との間のリスク遮断
- ・ 一定の移行措置を設けて歪みを最小限に

### 4 ビジネスモデル検討の基本要件

- ① 経営に成長・効率化に向けた戦略的な自由度を与えること（戦略自由度）
- ② 常に成長・効率化を目指していくような経営規律をもたらすこと（事業単位と事業責任の明確化）
- ③ 不確実な事業環境変化に対し、時の経営者が柔軟に対応できること（柔軟性）
- ④ ユニバーサルサービス提供義務のコスト負担が可視化され、それに見合った収益源が確保されること（責任範囲の明確性）
- ⑤ 現在推測できる前提において官業の特典なしに自立できること（自立可能性）

## 5 ビジネスモデル検討のまとめ

### ① 潜在的に大きな民営化インパクト (有識者会議宇田メンバー試算)

市場競争、経営規律による収益改善効果 年間 最大9,000億円

(窓口分離による経営の自由度拡大効果 年間 最大7,000億円程度)

※ 人員は自然減の範囲、民営化後5～10年後を想定

### ② 集配・窓口分離は必要

- ・ 集配ネットワークと窓口ネットワークの「効率化」の視点は大きく異なる。
- ・ 集配・窓口分離により、特に都市部の集配局の資産効率化

### ③ 金融部門も窓口分離の意義大

- ・ 窓口事業は、多様な商品サービス（特に金融）を販売することで、リテール事業としての高い販売効率・生産性を担保する。

### ④ 一定の郵便局ネットワークの効率化が必要

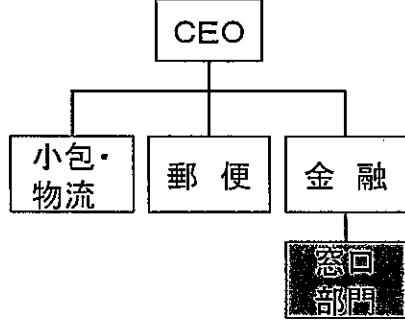
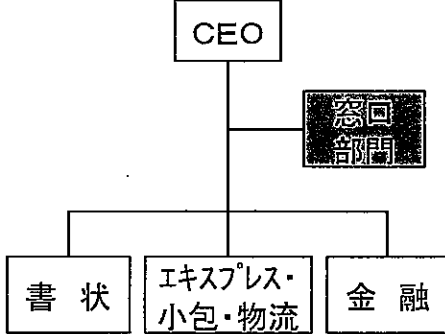
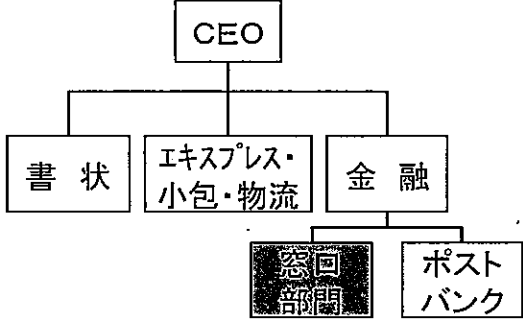
(結論) 十分な経営努力がなされれば、4事業の事業モデルは将来にわたって十分成立しうると考えられる。

## 窓口ネットワーク機能について（海外調査を踏まえて）

- 窓口ネットワーク機能とは、郵便局が多様な金融商品の販売、郵便の受付等を通じて、顧客への多様なサービス提供を行うための価値あるインフラとして位置づけられている。
- 郵便については、窓口と集配は切り離される傾向にある。都市部の大きな郵便局の集配機能を窓口機能から分離し、集配機能を集中。一方で、対顧客窓口の配置最適化を追求している。
- これは、①郵便局の集配機能の配置最適化と対顧客窓口の配置最適化は必ずしも一致しないこと、②対顧客サービスと配達の実オペレーションとでは、担当者に必要とされるスキルが異なること、③大きな集配局廃止・不動産売却により本業へ再投資するため。
- 窓口職員は全て、金融商品の販売、郵便商品の提供、非金融商品の販売を同時に遂行する。
- 窓口で発生するコストは、販売に要するコストとして各事業に配分される。各事業は、自らの事業範囲に責任を持ち、当該販売コストを含む経営の最適化を追求する。窓口は、販売という自らの事業の最適化を追及するとともに、コストを負担する各事業との間で緊張関係が生まれることから、窓口の効率化が進む。



# 海外郵政事業における窓口事業の位置づけ

	窓口ネットワークの担当役員の所掌		郵便集配と窓口の分離	金融機能のあり方
	理由			
ラ・ポスト (フランス)	 <pre> graph TD     CEO[CEO] --- A[小包・物流]     CEO --- B[郵便]     CEO --- C[金融]     C --- D[窓口部門]         </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービスの取引量が多い</li> <li>・郵便・金融各々のネットワークの最適化という合理性を追求</li> <li>・窓口に必要な人材と集配に必要な人材は異なる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には郵便局は集配を行わない</li> <li>・一部過疎地域の郵便局においてのみ集配を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社バンク設立の方向。これまで窓口で行っていた販売以外(商品企画など)の機能を統合し、金融と窓口を分けていく方向</li> <li>・窓口部門は現状は収益単位ではない</li> </ul>
ポスト イタリアーネ (イタリア)	 <pre> graph TD     CEO[CEO] --- A[書状]     CEO --- B[エクスプレス・小包・物流]     CEO --- C[金融]     CEO --- D[窓口部門]         </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各々の事業が独自の戦略を実現しやすい</li> <li>・サービス水準の責任が明確</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には郵便局は集配を行わない</li> <li>・一部過疎地の郵便局においてのみ集配を委託されている(管理会計によってコストを配分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あくまで第3者商品の自社ブランド販売</li> <li>—預金も窓口機能</li> <li>—投資型商品は金融部門化の提携先で開発し、窓口で販売</li> </ul>
ドイツポスト (ドイツ)	 <pre> graph TD     CEO[CEO] --- A[書状]     CEO --- B[エクスプレス・小包・物流]     CEO --- C[金融]     C --- D[窓口部門]     C --- E[ポストバンク]         </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービスの取引量が多い(郵便局における取引量の50%以上)</li> <li>・郵便と窓口の分離による各々のネットワークの最適化</li> <li>・市街地大規模集配局の資産有効活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には郵便局は集配を行わない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポストバンクは、本当の銀行として機能(決済、貯蓄口座から投資商品、住宅ローンも組成)</li> <li>・窓口販売はドイツポストにすべて委託、ポストバンク自身は窓口以外のチャネル(ATM・コールセンター・外訪など)を保有</li> </ul>

## 2 海外事情について

### ○ 有識者会議吉野、翁、宇田メンバーによる海外調査報告

(イギリス、オランダ、スウェーデン、ドイツ、イタリア、フランスの例)

- ・ ユニバーサルサービスの提供が法的に義務付けられているのは郵便事業のみ。
- ・ 郵便局の設置等に関する具体的な基準が定められている国もある。
- ・ 各国の郵便局窓口では、多様な金融サービスが提供されている。また、郵便局窓口以外に、インターネットを活用するなど販売チャネルの多様化を進めている国もある。
- ・ 窓口機能と集配機能は分離・独立させていく傾向。都市部の集配機能を再配置し、資産の効率化を図っている国もある。
- ・ 各国ともアウトソーシング等コスト削減の努力を行っている。

**(配付資料)**

# 諸外国の郵政事業の動向

平成16年8月2日  
内閣官房郵政民営化準備室

# 目 次

1	窓口ネットワーク機能	1
2	郵便のユニバーサルサービス	3
3	郵便局の金融サービスへの活用	4
4	郵便局の設置等	6
5	事業展開の方向性	7
6	機動的な経営体制	9

# 1 窓口ネットワーク機能

- 窓口ネットワーク機能とは、多様な金融商品の販売、郵便の引受け等を通じて、郵便局への顧客に多様なサービス提供を行うための価値あるインフラとして位置付けられている。
- 郵政事業体本体でも、新たなサービスを郵便局窓口で提供している。なお、窓口業務を別法人として運営している国もある。(英国、オランダ)

【出典：在外公館を通じた調査結果（H16.5）等】

国名	郵政事業体名	窓口業務の運営		郵便局窓口で新たに提供を始めたサービス等の例（主に最近10年間）
		郵政事業体本体	別会社	
米	USPS (独立行政機関)	○	—	テレホンカードの販売、メキシコ向け電子送金、包装用品販売、引越ガイドの配布
英	ロイヤルメール (特殊会社)	—	○ (ロイヤルメールの子会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外貨両替、旅行保険、電話リセール（BTと提携）</li> <li>・自動車保険サービス、個人ローンサービス（合併会社（フィナンシャル）銀行との共同出資）</li> </ul>
独	ドイツ・ポスト (特殊会社)	○	—	携帯電話サービス、文具販売（はがき、文具等）、商業用電気契約、配送先変更・保存サービス、車両登録、住民登録の住所変更
仏	ラ・ポスト (国営的公法人)	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラ・ポストの投信商品の資産運用（ソジェポスト）</li> <li>・ラ・ポストが販売する生命保険商品の保険者（アシユールポスト）</li> <li>・ラ・ポスト・グループと貯蓄金庫のCNPへの持株を一括保有（ソバシユール）</li> <li>・郵便小切手口座（CCP）の資金運用（エフィポスト）</li> </ul>
オランダ	ロイヤルTPGポスト (特殊会社)	—	○ (ポストバンクとのJV)	外貨両替、旅行保険、投資信託・有価証券の取次ぎ、保険サービス等 テレホンカード販売、公共交通機関チケット販売、自動車免許申請等
イタリア	ポステタリアーネ (特殊会社)	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険・株式等金融商品の窓口販売、ローン機能付きクレジットカード発行</li> <li>・宅配便部門強化のため、Sda社買収</li> <li>・郵便関連サービス（宅配便受付、梱包、FAX送受信、コピー等）を行う直営店の展開</li> </ul>
スウェーデン	スウェーデンポスト (特殊会社)	○	—	郵便業務のスーパーマーケット、コンビニエンスストア等への委託（国内2,500店舗）
豪州	オーストラリアポスト (特殊会社)	○	—	物品の販売、携帯電話料金のチャージ、トラベラーズチェックの販売・換金、銀行代行サービス、現金振替、送金サービス、消費者情報提供業務、公的証明書本人確認業務、パスポート発行業務の代行
NZ	ニュージーランドポスト (特殊会社)	○	—	不明

# 【参考】英国及びオランダの郵便局会社の概要

## 英国郵便局会社 (Post Office Limited) の概要

### ○ 沿革・組織

- ・1987年に郵便公社の窓口部門が分離され、公社全株保有の株式会社として子会社化
- ・現在はロイヤルメールグループ（郵便公社の承継組織）の子会社
- ・英国では従来から委託局が多い。

### ○ 郵便局の設置基準 (ロイヤルメールへの免許で義務付け)

- ・全国において、95%以上の住民が最寄の郵便局から5km以内に居住していること
- ・配達区において、95%以上の住民が最寄の郵便局から10km以内に居住していること

### ○ 経営状況

	2002年3月末	2003年3月末
郵便局数	17,584局 (直営局: 589局 (3%) 委託局: 16,995局 (97%))	17,239局 (直営局: 576 (3%) 委託局: 16,663 (97%))
正社員数	15,181名	13,991名
委託郵便局長	14,901名	14,879名
収入	953百万ポンド (約1,800億円)	899百万ポンド (約1,900億円)
利益	▲194百万ポンド (▲約390億円)	▲163百万ポンド (▲約330億円)

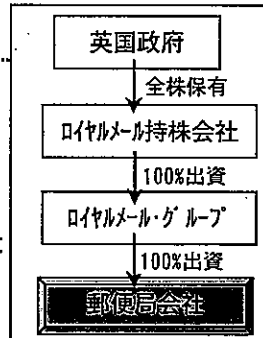
※売上から内部取引を、収益からは特別損失を除く。

＜収益内訳＞ 郵便 23%、政府サービス 46% (33%は年金受取等)、民間商品 31% (2002-2003年度)

\*年金受取は2005年に直接口座振込に移行予定であり、手数料収入が減少の見込み。新規サービスを展開中

### ○ 財務上の支援措置

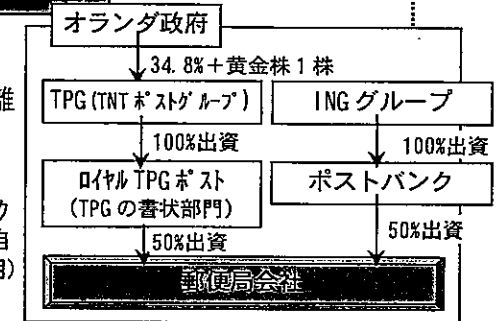
- ・郡部における郵便局の閉鎖を回避するため、3年間で4億5000万ポンド (約900億円) の支援を決定
- ・都市部における郵便局の再編成及び近代化のために、2億1000万ポンド (約420億円) の支援を決定



## オランダ郵便局会社 (Postkantoren) の概要

### ○ 沿革・組織

- ・1993年 TPGポストから窓口部門が分離
- ・TPGポストとポストバンクの折半出資による郵便局会社として発足 (1986年に郵政事業体から分離されたポストバンクは、契約に基づき郵便局を利用していたが、自己の戦略を徹底できないため、JV形式を採用)



### ○ 郵便局の設置基準 (2001年~2005年) [政府とTPG間の合意]

- ・最低902局ですべての郵便サービスを実施
- ・また、1,292局で概ねすべての郵便サービスを提供 (5年間で最低必要な郵便局数は2,000局)
- ・原則として、すべての郵便サービスを提供する郵便局から半径5キロメートル以内に人口の95%が居住していること
- ・人口5,000人以上の都市では、すべての郵便サービスを提供する郵便局が半径5キロメートル以内に設置されていること等

### ○ 郵便局数

2,102局 (2002年末現在)

(うち直営局 383、委託局 765、書店 (委託局兼営) 229、その他サービスイット 725)

### ○ 経営状況

	2001年末	2002年末
収入	503百万ユーロ (約640億円)	538百万ユーロ (約690億円)
利益	12百万ユーロ (約15億円)	12百万ユーロ (約15億円)
正社員数	4,215名	3,672名

## 2 郵便のユニバーサルサービス

◎ 諸外国では、郵便事業を行う事業者が民営化された後においても、当該事業者がユニバーサルサービス義務を課す一方で、同サービスの維持・確保を図るため、一定の独占範囲の付与や財政支援などの措置を講じているところ。

【出典：在外公館を通じた調査結果（H16.5）等】

	ユニバーサルサービスの対象・水準	ユニバーサルサービス確保のための措置・手段	
		独占範囲	財政支援等
米	・書状、小包 ・全国均一料金で週3日又は6日配達	○ (極めて緊急性の高い以下の書状以外は独占速度基準若しくは金額基準又はファーストクラスメール料金の2倍相当額のいずれか高い方の額以上)	—
英	・書状(重量制限なし)、20kg以下の小包 ・全国均一料金で週6日配達	○ (2003年から3段階に分けた自由化を実行中 2007年4月から完全自由化予定)	財務上の支援措置 (2003年度からの3年間で4億5千万ポンド(約900億円))
独	・2Kg以下の書状、20Kg以下の小包 ・全国均一料金で週6日配達	○ (基本書状料金の3倍未満かつ重量100g未満の書状)	ユニバーサルサービス基金(民間事業者拠出)の創設 (2008年の独占撤廃後国が必要性が認めた場合に創設)
仏	・2kg以下の書状、20kg以下の小包 ・全国均一料金で週6日配達	○ (基本書状料金の3倍未満かつ重量100g未満の書状)	ユニバーサルサービス基金の創設(検討中)
ブラジル	・2kg以下の書状、10kg以下(国際は20kg以下)の小包	○ (基本書状料金の3倍未満かつ重量100g未満の書状)	—
イタリア	・2kg以下の書状、20kg以下の小包 ・全国均一料金で週6～7日配達	○ (基本書状料金の3倍未満かつ重量100g未満の書状)	財政支援(ユニバーサルサービス費用の半分を国庫負担) (2002年:43億ユーロ(約560億円)、2000年:約1兆3500億リラ(約909億円))
スウェーデン	・2kg以下の書状、20kg以下の小包 ・週5日配達	なし EU指令に定めるユニバーサルサービスの対象・水準 ○ 2kg以下の書状、10kg以下の小包(加盟国が20kgまで増加可)の収集、区分、輸送及び配達 ○ 週5日を下回らないすべての労働日に最低限1回の収集	【EU指令における郵便分野の独占基準】 1998年～ 重量350g未満かつ基本書状料金の5倍未満の料金の書状 2003年～ 重量100g未満かつ基本書状料金の3倍未満の料金の書状 2006年～ 重量50g未満かつ基本書状料金の2.5倍未満の料金の書状
豪州	・500g以下の書状、20kg以下の小包 ・全国均一料金で週1～6日配達	○ (定型普通書状料金の4倍未満かつ250g以下の書状)	—
NZ	・1kg以下の書状、20kg以下の小包 ・全国均一料金で週1～6日配達	なし	

※万国郵便条約第1条では「すべての利用者が、加盟国領域のすべての地点で、合理的な価格下で普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有する。」と規定されている。

(具体的には、加盟国の郵政庁は、通常郵便物及び20kg以下の小包郵便物の引受け、取扱い、運送及び配達を確保することとされている。(万国郵便条約第10条))

### 3 郵便局の金融サービスへの活用

○ 低所得者層や過疎地における金融排除といった問題が生じた国においては、国民の金融サービスを確保するための手段として、郵便局を位置付けているところもある。(英国、スウェーデン、ニュージーランド、独国等)

#### 英国：ユニバーサルバンクサービスの概要

##### ○ 背景・経緯

- ・民間金融機関の地方支店の閉鎖が加速する中、約 350 万人が銀行口座を保有していない状況。社会問題化。
- ・また、英国政府は、2003 年 4 月から、社会給付金や年金の受給者(約 1,300 万人)が、郵便局で為替等により給付金を受け取る方式から、原則として受給者の口座に直接振り込む方式に変更。
- ・これにより、銀行口座を持たない受給者は新たに口座の開設が必要となることから、全国的に基礎的な金融サービスの提供が要請。
- ・このため、2001 年 5 月、英国政府と郵便局会社は、金融機関 11 社(現在 17 社)とユニバーサルバンクサービスを提供するための了解証書に署名。

##### ○ サービス内容

ユニバーサルバンクサービスでは、次のいずれかの口座が利用可能。

###### ① Post Office Card account(郵便局カード口座)

カード口座に振り込まれた給付金の引出しや残高照会のみが可能

###### ② Basic Bank account(基礎的銀行口座)[当座貸越機能なし]

給付金の引出しのほか、提携銀行によっては残高照会や現金預入等も可能

##### ○ 費用負担

提携銀行は、政府との合意に基づき、ユニバーサルバンクサービスの運営費用として全体で 1 億 8,000 万ポンド(約 360 億円)を負担。

#### スウェーデン：キャッシュャーサービスの概要

##### ○ 背景・経緯

2002 年 1 月から、キャッシュャーサービス法に基づき、スウェーデンポストは、郵便局以外に現金の受け払い手段を持たない住民のためにキャッシュャーサービスの全国提供を義務付けられている。

##### ○ サービス内容

提供が義務付けられている具体的なサービスは以下のとおり。

- ・公共料金の支払い
- ・小切手及び郵便振替などの現金化
- ・通貨両替
- ・銀行口座への預入・引出
- ・企業の受取金預金

##### ○ 政府の補助

キャッシュャーサービスは赤字事業であるため、政府は補助金を支出している。

[2001 年度]2 億スウェーデンクローネ(約 27 億円)

[2002 年度]4 億スウェーデンクローネ(約 55 億円)



## NZ: キウィバンクの概要

### ○ 背景・経緯

- ・1987年に、郵便電気通信省から、ニュージーランド・ポスト、ポストバンクがそれぞれ政府全株保有の特殊会社として設立
- ・1989年にポストバンクがANZ銀行(豪州資本)に売却(1994年に吸収)
- ・その後、外資系銀行(大手5行は外資が独占)による手数料値上げや相次ぐ支店の閉鎖に対する不満が高まるとともに、特に郡部において十分な金融サービスが提供されていないとの指摘
- ・2002年、ニュージーランド・ポストの100%子会社としてキウィバンクが設立(設立経費7,820万NZドル(約40億円)は、政府が負担)

### ○ サービス内容

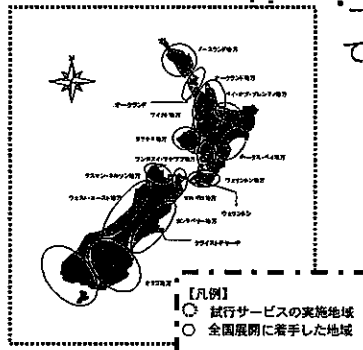
- ・小切手、デビットカード、クレジットカード
- ・貯蓄口座(貯蓄を奨励するために、若年層を対象に手数料無料の口座を提供)
- ・住宅ローン
- ・民間金融機関のATM

### ○ 利用状況(2003.12時点)

- ・口座数: 200,000
- ・預金残高: 約7億NZドル(約500億円)

### ○ 全国展開の状況

- ・2002年2月 ウェリントン郊外の7箇所の郵便局で試行的にサービス開始
- ・2002年3月 全国展開を開始
- ・2003年7月 287局(土曜営業220、日曜営業29)



## 独国: ユニバーサルサービス令と金融サービスの提供

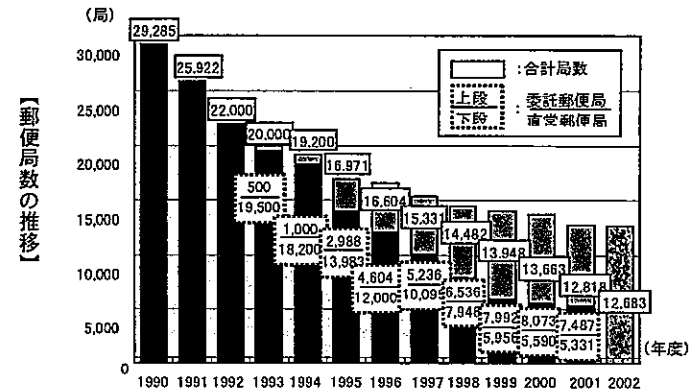
### ○ 郵便局における金融サービスの提供

・郵便局は、取扱商品により、中央支店と支店に分類

	郵便	金融
中央支店	すべての商品・サービス	すべての商品・サービス
支店	すべての商品・サービス	すべての商品・サービス
	基礎的な郵便サービス	基礎的な金融サービス (預金の引き出しやポストバンク間の送金)

### ○ ユニバーサルサービス令と金融サービス

- ・ドイツでは、1995年の特殊会社後、直営郵便局を委託郵便局で代替させつつ、全体として郵便局数は10年間で半減
- ・1998年、郵便局数の減少に歯止めをかけるため、2005年末(現在は改正されて2007年末まで延長)まで、12,000局の郵便局の維持等を義務付けるユニバーサルサービス令を施行
- ・ユニバーサルサービス令で維持が義務付けられた郵便局の多くにおいて、金融サービスを提供



## 4 郵便局の設置等

- ◎ 諸外国においては、最低郵便局数や設置密度など、郵便局の設置等に関する基準・手続が設けられている。
- ◎ 一部の郵政事業体では、商店等への窓口業務の部分的な委託を進めている。

【出典：在外公館を通じた調査結果（H16. 5）等】

	局数	局数基準	距離基準・人数基準	廃止等に関する基準・手続
米国	37,683 局 (直営 33,691、委託 3,992)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖・統合に関して最低 60 日前に通達</li> <li>・利用者は 30 日以内に郵便料金委員会に抗議可能</li> <li>・委員会は抗議受理から 120 日以内に判断 (委員会は決定の差戻しは可能。修正は不可)</li> </ul>
英国	17,239 局 (直営 718、委託 16,521)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・95%の住民が 5km 以内でアクセス可能であること</li> <li>・配達区において、95%以上の住民が 10km 以内でアクセス可能であること(郡部の郵便局に対する財務上の支援措置(2003年度からの3年間で4.5億ポンド(約900億円))</li> </ul>	移転、閉鎖等の具体的な手続は、郵便局会社とポストウォッチの間で合意
独国	12,818 局 (直営 5,331、委託 7,487)	最低 12,000 局 (うち直営局は最低 5,000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4,000 人を超える自治体等では、どの顧客も 2,000m 以内でアクセス可能であること</li> <li>・すべての地方で最低 80 km<sup>2</sup>ごとに 1 箇所の割合で設置すること</li> <li>・2,000 人を超える自治体には最低 1 箇所設置</li> </ul>	郵便局の設置の変更の場合は、最低 10 週前に管轄地方裁判所の了解を得ること
仏国	17,028 局 (委託:数百局程度)	具体的基準はなし (地方税控除 2003 年は 1.5 億ユーロ)		地方議会の議員、国土郵便ネットワーク県委員会の合意がないと 6 ヶ月間は閉鎖できない
オランダ	2,102 局 (直営局 383)	最低 2,000 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、すべての郵便サービスを提供する郵便局から半径 5km 以内に人口の 95%が居住していること</li> <li>・人口 5,000 人以上の都市では、すべての郵便サービスを提供する郵便局が半径 5km 以内に設置されていること</li> </ul>	(郵便局廃止基準) 住人 5,000 人に満たない町の郵便局等
イタリア	13,747 局 (すべて直営局)	不明		国との計画契約により、いかなる郵便局の廃止についても、国への報告義務を負う
スウェーデン	1,741 局 (直営 851、委託 890)	具体的基準はなし (人口密度低い地域多い、ルーラルキャリア(郵便と現金を配達)の存在、変化に柔軟に対応)		—
豪州	4,491 局 (内訳不明)	最低 4,000 局 (うち地方部に最低 2,500)	都市部では郵便局の 2.5km 以内に全住民の 90%以上、地方部では郵便局の 7.5km 以内に全住民の 85%以上が含まれること	—
N Z	1,012 局 (直営 313、委託 699)	最低 880 局 (うち直営局は最低 240 局)	—	—

## 5 事業展開の方向性

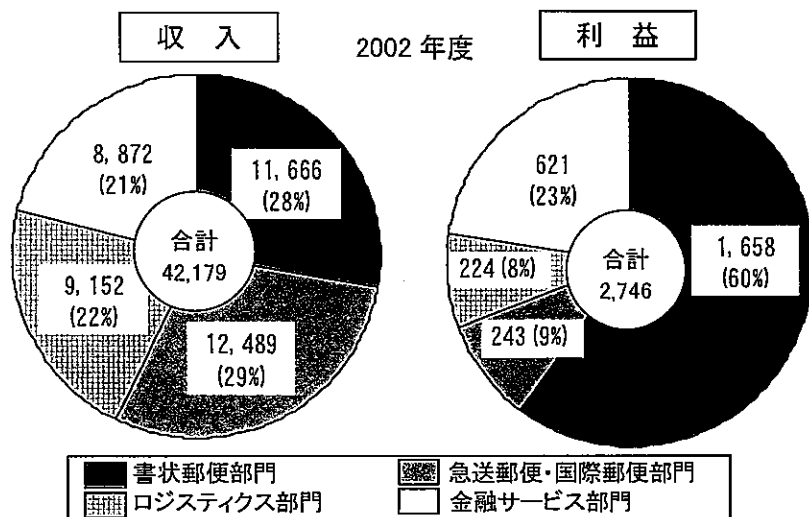
欧州においては、ロジスティクス分野等への進出を戦略として掲げ、買収・提携を通して、事業を多角的にかつ国際展開する郵政事業体（独・オランダ等）がある一方、欧州地域内での自社網構築に重点を置く郵政事業体（フランス等）がある。また、郵便部門と金融部門が連携を取りながら、戦略的な事業展開を図っているケースもある。なお、米国の郵政事業体は、法令上出資条項がなく、外国への事業展開が認められていないものの、国際インテグレーターとの間で業務提携を結んでいる。

### 独国（ドイツポスト）

#### ○ 事業展開等の状況

1995年	特殊会社化
1998年	DHL(米国の急送便企業)に出資(2002.12完全買収)
1999年	ポストバンク買収 DANZAS(スイスのロジスティクス企業)買収
2000年	ドイツ・ポスト株式上場(現在政府保有63%)
2004年	ポストバンク株式上場(現在ドイツポスト保有50%+1株)

#### ○ ドイツ・ポストの事業部門別収入・利益の内訳 (単位:百万ユーロ)

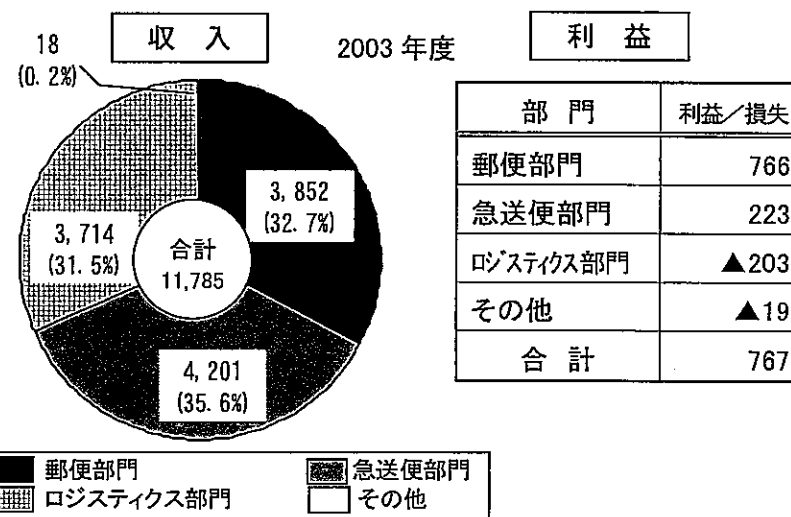


### 蘭国（TPGポスト）

#### ○ 事業展開等の状況

1989年	特殊会社化
1994年	株式上場・一部売却(1995年、2001年に追加売却)
1996年	TNT買収(豪州の急送便・ロジスティクス企業)
2001年	英国、シンガポールの郵政事業体と合併企業を設立 (出資比率 TPG:51%、英国・シンガポール:各24.5%) ブランド名「Spring」で国際郵便事業開始

#### ○ TPGポストの事業部門別収入・利益の内訳 (単位:百万ユーロ)

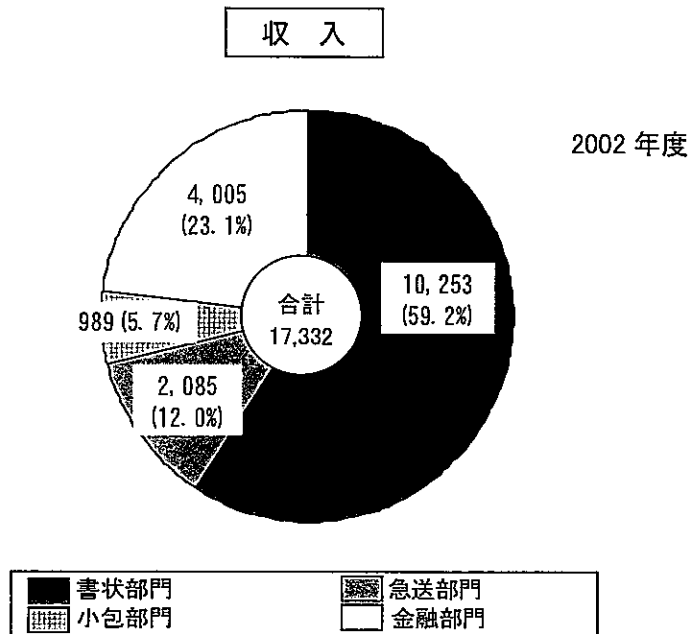


仏国（ラ・ポスト）

○ 事業展開等の状況

1991年	国営的公法人化
2000年	ブローカーズワールドワイド社の資本40%買収 (米国の国際郵便サービス会社)
	DPDの株式過半数取得(2001年に85%取得) (独国の小包急送便会社)
2001年	FedExと業務提携 (欧州地域外の良質な小包配達サービスを確保する目的)

○ ラ・ポストの事業部門別収入の内訳 (単位: 百万ユーロ)

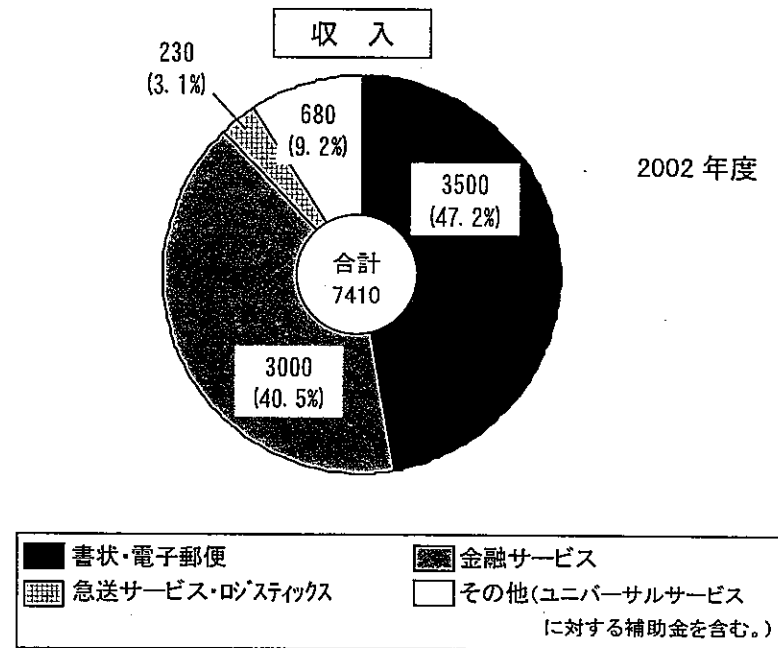


伊国（ポステイタリアーネ）

○ 事業展開等の状況

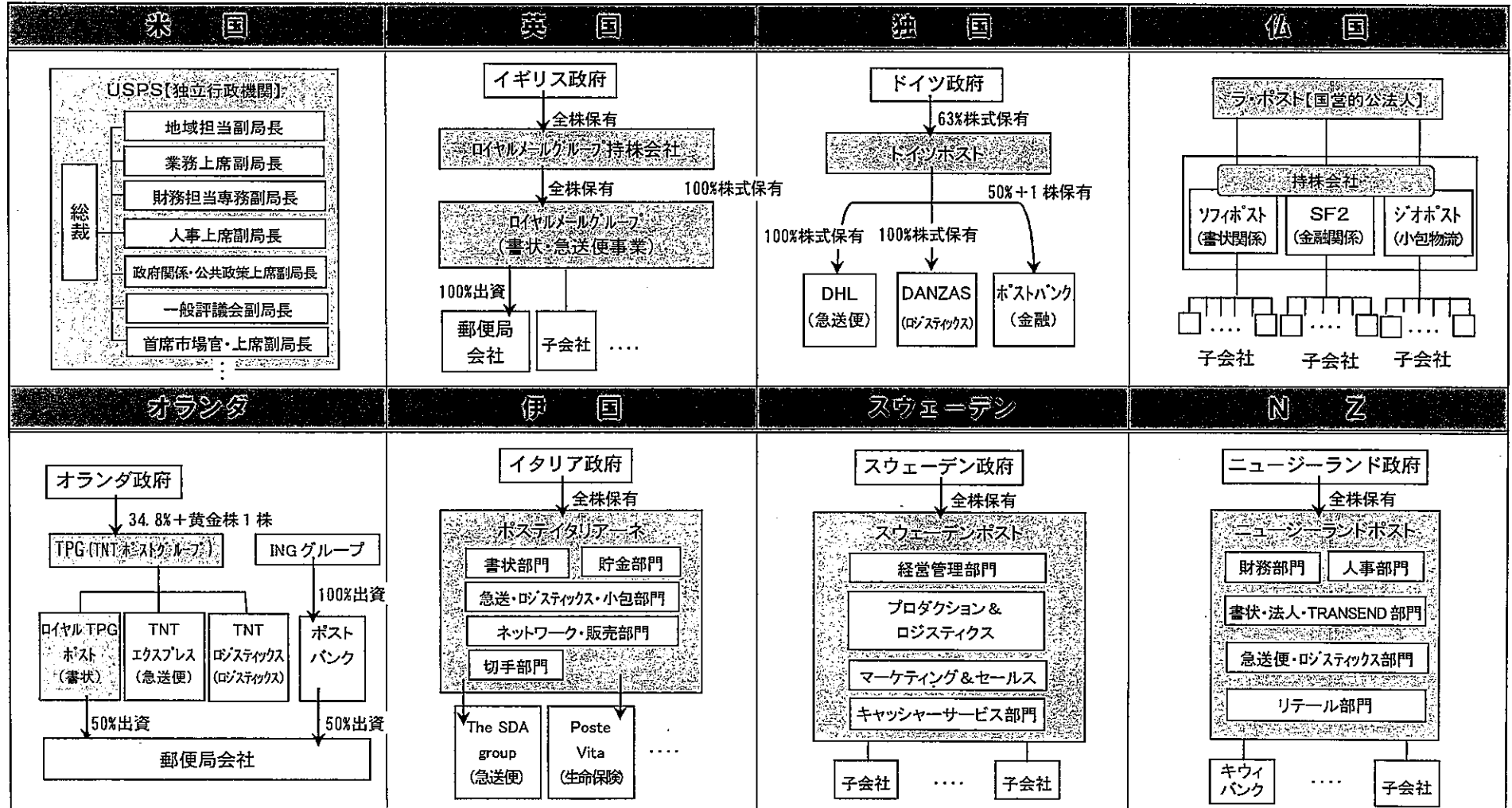
1998年	特殊会社化
1999年	The SDA group 買収(イタリア国内の急送便事業者)
	Poste Vita 設立(生命保険サービス) (Poste Vitaの100%子会社として、Posteassicura(損害保険))
	BancoPosta Fondi 設立(投資ファンドサービス)

○ ポステイタリアーネの事業部門別収入の内訳 (単位: 百万ユーロ)



## 6 機動的な経営体制

○ 郵便・物流の機能や金融の機能を柔軟に組み合わせ、場合により持株会社による統治を発揮させながら、機動的な経営体制を構築している。



## 民営化基本方針の骨子

平成16年8月6日  
経済財政諮問会議

1. 郵政公社の民営化に当たっては、以下の3つの視点を重視する。
  - ・ 経営の自由度の拡大
  - ・ 民間とのイコールフットィングの確保
  - ・ 事業毎の損益の明確化と事業間のリスク遮断の徹底
2. 2007年4月に郵政公社の民営化を行う。その後、移行期間を設け、遅くとも2017年には最終的な民営化の姿を実現することとするが、そこに至る具体的な工程については、更に検討して早急に結論を得る。
3. 最終的な民営化の姿は以下のとおり。
  - (1) 持ち株会社を設置するとともに、郵政公社が担う4つの機能をそれぞれ株式会社（窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社及び郵便保険会社）として独立させることを基本に調整する。
  - (2) 窓口ネットワーク会社は、3事業の窓口業務、地方公共団体の公共サービス、民間金融機関の業務を受託する他、小売・サービス等地域と密着した幅広い事業分野への進出を可能にする。また、住民のアクセスが確保されるよう設置基準等を明確化し、過疎地の拠点を維持する。
  - (3) 郵便事業会社は、郵便事業、国内外の物流事業を行う。また、ユニバーサルサービス義務を課すこととし、その維持に必要な場合には優遇措置を講ずる。
  - (4) 郵便貯金会社・郵便保険会社は、民間企業と同様の法的枠組みに定められた業務を行うこととする。また、新規契約分から政府保証を廃止し、預金保険機構・生命保険契約者保護機構に加入する。なお、リスク遮断の観点から、金融市場の動向も見極めながら実質的な民有・民営を目指す。

- (5) 民営化前の政府保証が付いた郵便貯金・簡易保険については、何らかの形での公的な保有形態を考慮する必要があるが、その場合でも、管理・運営は新規契約分と一括して行うとともに、損益は持ち株会社に帰属させる。
- (6) 地域の実情に合ったサービス提供を可能とするため、窓口ネットワーク会社を地域分割するか否かについて、更に検討して早急に結論を得る。他の新会社を地域分割するか否かについては、新会社の経営陣の判断に委ねることとする。
4. 2007年4月の民営化の時点での組織の姿については、最終的な民営化の姿を前提に、更に検討して早急に結論を得る。
5. ユニバーサルサービスをどのような形態でどこまで義務づけるかについては、更に検討して早急に結論を得る。
6. 民営化とともに、郵政公社の職員は、国家公務員の身分を離れ新会社の職員となるが、人材の確保や勤労意欲・経営努力を促進する措置の導入等、待遇のあり方について更に検討して早急に結論を得る。
7. 新会社は、移行期間の当初から、原則として納税等民間企業と同様の義務を負うが、同時に新会社の経営の自由度も民間同様となるよう拡大していく。
8. 2007年4月の民営化までの時期は準備期間と位置づける。民営化に向けた準備が迅速・円滑に進むよう、同期間において、郵政公社は勘定区分、子会社への出資、物流等の業務の拡大等に取り組み、政府としても必要な取り組みを迅速に進める。
9. 民営化の基本方針を取りまとめた後、民営化に向けた詳細な制度設計及びその後の円滑な準備作業に取り組む。
10. 民営化後3年毎に民営化の進捗状況や経営形態のあり方を見直すための委員会を設置する。